「生涯活躍のまち」づくりに関する手引き
（第４版）

※第４版において追加・修正された事項

・「地域再生法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 37 号）」や『「生涯活躍のまち」構想の具体化に向けたマニュアル（平成 29 年３月策定）』などを踏まえた改訂

平成 31 年１月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

＜目次＞

はじめに 4

第１章　「生涯活躍のまち」の基本的な考え方 5

１．「生涯活躍のまち」の背景 5
　Ⅰ　中高年齢者の希望の実現 6
　Ⅱ　地方へのひとの流れの推進 6

２．「生涯活躍のまち」の基本的な考え方 8
　Ⅰ　基本コンセプト 8
　Ⅱ　基本理念の理解 9
　Ⅲ　従来の高齢者施設との違い 10

第２章　「生涯活躍のまち」の基本構成要素 11

１．基本構成要素の考え方 11

２．「生涯活躍のまち」の具体化に向けて留意すべき事項 14
　Ⅰ　基本構成要素に関する留意事項 14
　Ⅱ　構想の実現・推進に関する留意事項 20

第３章　国、地方公共団体及び「運営推進機能」を担う事業主体の役割分担と連携 22

１．国の責務・役割 23

２．地方公共団体の役割 24

３．「運営推進機能」を担う事業主体（地域再生推進法人）の役割 26

第４章　「生涯活躍のまち」推進のプロセス 30

１．「生涯活躍のまち」推進のプロセス 30

２．「生涯活躍のまち」の検討や事業化に関する具体的な取組 32
　Ⅰ　地域の特性に応じた構想の検討、「地域再生計画」の作成 32
　　① 検討組織の設置 33
　　② 構想のとりまとめ、「地方版総合戦略」への反映 33
　　③ 地域再生計画の作成 34
　Ⅱ．事業化に向けた取組 35
　　① 「運営推進機能」を担う事業主体の選定 36

② 入居募集 36
Ⅲ．事業の開始（入居開始） 37
Ⅳ.「生涯活躍プラン」に基づく多様な「支援プログラム」の提案・実施、継続的なケアの確保 38
Ⅴ 入居者に対する支援の成果検証 39
Ⅵ 地方創生推進交付金の活用 39
① KPI 設定にあたってのポイント 39
② 対象経費 41
③ 留意事項 41

＜付録＞生涯活躍のまち構想・基本計画　記載参考例

―用語について―

本「手引き」においては、

・「生涯活躍のまち」に限らず他の土地や地域へ移動・定住する者を『移住者』
・特定の「生涯活躍のまち」への移住や住み替えをした者や希望する者（主に中高年齢者）を『入居者』
・当該土地や地域に現に住んでいる者を『居住者』

としています。

「入居」という言葉は、一般的には住宅に入って住まうという意味で用いられることが多いですが、本「手引き」においては、「生涯活躍のまち」における暮らしをはじめるという意味を含むものとして用いています。

また、本「手引き」の中で「有識者会議」とあるのは「日本版 CCRC 構想有識者会議」を、「法」とあるのは平成 30 年 6 月時点の地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）を、「則」とあるのは、地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）を、「厚労省令」とあるのは、厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）、「マニュアル」とあるのは、『「生涯活躍のまち」構想の具体化に向けたマニュアル（平成 29 年 3 月策定）』を指します。

はじめに

「生涯活躍のまち（日本版 CCRC[1]）」は、「東京圏をはじめとする地域の中高年齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域の多世代の住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指す取組です。

地方創生の観点から、特に地方において人口が減少傾向にある中、元気な中高年齢者が移り住み、そこで役割や生きがいを持って、できる限り長く活躍できるコミュニティが実現されれば、地方における人口減少問題の改善、地域の消費需要の喚起や雇用の維持・創出、多世代との協働を通じた地域の活性化などの様々な効果が期待されるところです。

そのため、地方への新しいひとの流れをつくるという観点から、地方公共団体が関係機関と連携・協力しながら「生涯活躍のまち」づくりを本格的に検討・実施していくことが期待されています。

この「生涯活躍のまち」の推進にあたっては、平成 27 年 12 月に日本版 CCRC 構想有識者会議で「最終報告」が取りまとめられ、この内容を踏まえて、平成 28 年 4 月に生涯活躍のまちの制度化のための措置が盛り込まれた改正地域再生法が施行されました。

こうした経過を踏まえ、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局では、『「生涯活躍のまち」構想の具体化に向けたマニュアル』を作成したほか、地方創生関係交付金等により自治体の取り組みを支援してきました。

あわせて、まち・ひと・しごと創生本部事務局では、「生涯活躍のまち」の具体化プロセスに関する「手引き」を策定し、順次改定してきました。引き続き、地方公共団体の意見などを踏まえて、内容の充実を図り、地方公共団体や事業者が「生涯活躍のまち」に関する取組を検討し、実行する段階において参照しうる有意義なものとしていくことを予定しています。

「生涯活躍のまち」は、単にまちづくりにとどまらず、人口減少時代において、この取組をきっかけとして、地域の魅力・地域の力の掘り起しや再発見につながり、あるいは他の政策や取組を巻き込む形で、それぞれの地域が活性化することが期待されています。本手引きを参考にして、各地域の実情に即した取組を進めていただければ幸いです。

[1] Continuing Care Retirement Community の略

第１章　「生涯活躍のまち」の基本的な考え方

◎「生涯活躍のまち」は、「東京圏をはじめとする地域の中高年齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域のの多世代の住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指すものです。

◎「生涯活躍のまち」に取り組むにあたっては、単に高齢者のための福祉施設を整備するという発想ではなく、中高年齢者が、地域社会に溶け込みながら健康でアクティブな生活を送ることができるコミュニティづくり・まちづくりという発想が重要です。

◎ここでは、「生涯活躍のまち」の背景や基本コンセプトなどの基本的考え方について示します。

１．「生涯活躍のまち」の背景

◎「生涯活躍のまち」は、「東京圏をはじめとする地域の中高年齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指すものです。この取組を推進することとなった背景としては、①中高年齢者の希望の実現、②地方へのひとの流れの推進、などの点があげられます。

図：「生涯活躍のまち」のイメージ

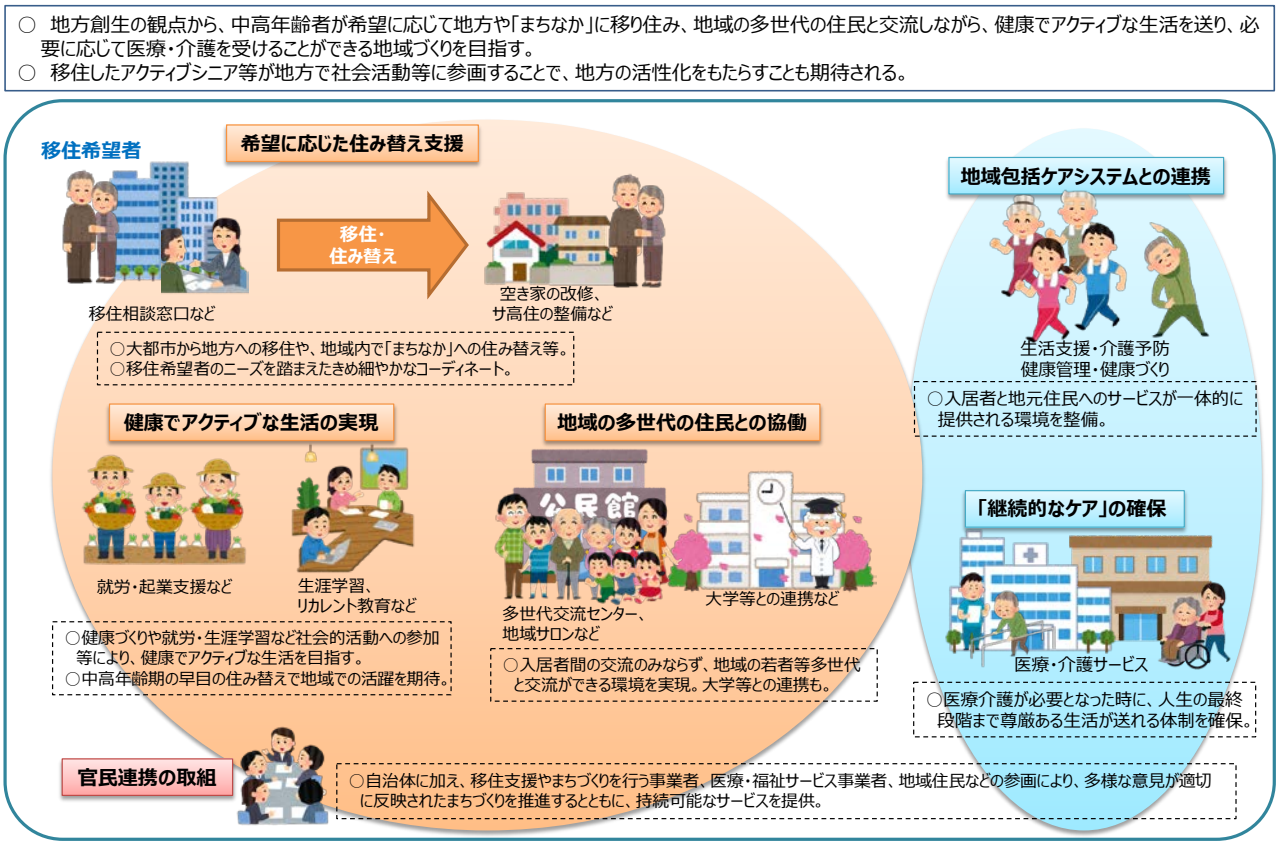

Ⅰ　中高年齢者の希望の実現

内閣官房が実施した調査 [2]によれば、東京都在住者のうち地方へ移住する予定又は移住を検討したいと考えている人は、50 代では男性 50.8%、女性 34.2%、60 代では男性 36.7%、女性 28.3%にのぼります。こうした中高年齢者においては、高齢期を「第二の人生」と位置づけ、それぞれの人生のライフステージに応じた新たな暮らし方や住み方を求めて都会から地方へ移住し、これまでと同様、あるいは、これまで以上に健康でアクティブな生活を送りたいという希望が強いと考えられます。また、地方は東京圏に比べて、日常生活のコストが大幅に低いという点で住みやすい環境にあります [3]。「生涯活躍のまち」は、こうした大都市の中高年齢者の希望を実現し、新しい生活をつくり、健康寿命を延ばし、人生を充実したものにするための機会を提供する取組と言えます。

図：　東京在住の 50 代・60 代の地方移住に関する意向

○　東京在住者のうち、50代男性の半数以上、また、50代女性及び60代の約３割が地方への移住の意向を示している。
○　50代以上の都市住民の農山漁村（地方）への定住願望は、近年、どの年代でも増加傾向。

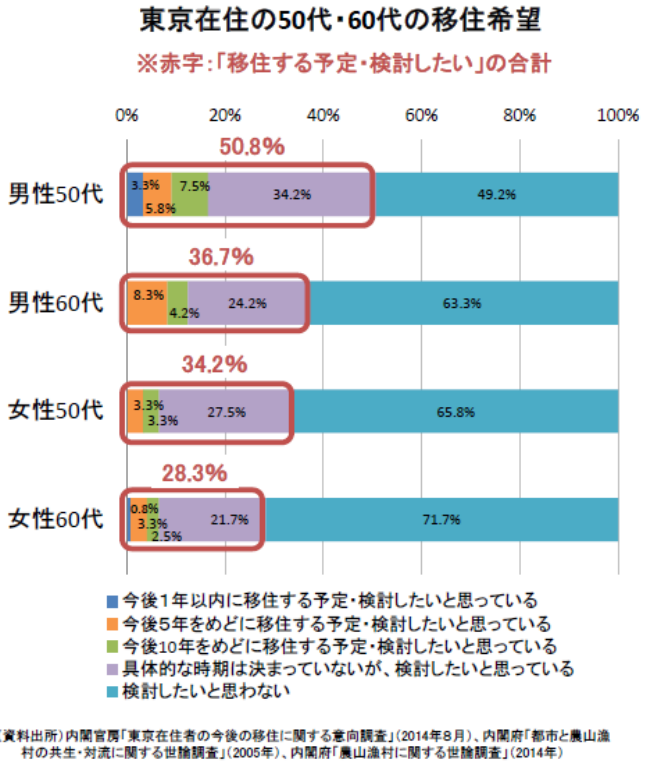

（資料出所）内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（2014年８月）、内閣府「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」（2005年）、内閣府「農山漁村に関する世論調査」（2014年）

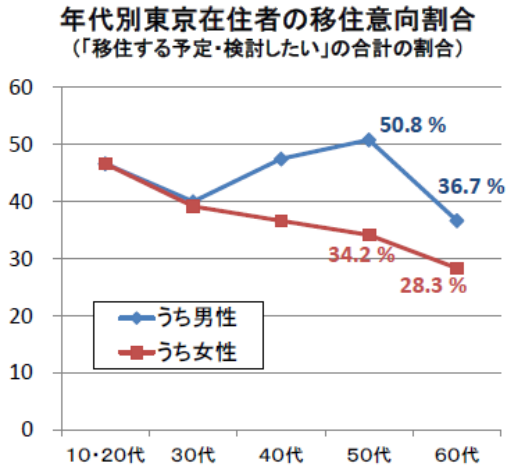

都市住民の農山漁村への定住願望の推移

（定住願望が「ある」・「どちらかというとある」の合計の割合）

	2005年		2014年
50代	28.5%	⇒	33%
60代	20.0%	⇒	33.7%
70代以上	13.4%	⇒	22.5%

Ⅱ　地方へのひとの流れの推進

近年、東京圏への人口集中に歯止めがかからない中で、地方創生の観点から、地方への新しいひとの流れをつくることが重要な課題となっており、「生涯活躍のまち」は、中高年齢者の地方移住を後押しする取組の一つとして期待されています。移住した中高年

[2] 内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（平成 26 年８月）
[3] 第２回日本版 CCRC 構想有識者会議「資料３　東京と地方のサービス付き高齢者向け住宅（夫婦２人）のコスト比較（粗い試算）」（平成 27 年３月）

齢者が地方で就業し、積極的に社会的活動や生涯学習に参画することにより、地方の活性化にもつながります。

また、医療・介護サービスや生涯学習、空き家や空き公共施設などの地域資源が有効活用され、雇用の維持が図られることも期待できます。

さらに、地方の中高年齢者についても、効果的・効率的な医療・介護サービスの確保等の観点から、サービスへのアクセスが比較的便利な中心部への住み替えを行う「まちなか」居住や集住化の推進が重要となっています。こうした地方の住み替えにおいても、「生涯活躍のまち」の考え方は有用であると言えます。

２．「生涯活躍のまち」の基本的な考え方

◎「生涯活躍のまち」は、単に高齢者のための福祉施設を整備するという発想ではなく、中高年齢者が、地域社会に溶け込みながら健康でアクティブな生活を送ることができるコミュニティづくり・まちづくりという発想が重要です。

Ⅰ　基本コンセプト

「生涯活躍のまち」は、様々な要素を盛り込んだまちづくりの考え方であり、実現に当たっては幅広い分野の取組が必要となります。そのため、各地域の特性や住民ニーズ等を踏まえることが重要ですが、共通する基本コンセプトとしては、①中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援、②「健康でアクティブな生活」の実現、③地域の多世代の住民との協働、④「継続的なケア」の確保、⑤地域包括ケアシステムとの連携などが挙げられます。

①　中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

東京圏をはじめ大都市の中高年齢者が、自らの希望に応じて地方に移住し、「第二の人生」を歩むことを支援します。このため、移住希望者に対しては、地方公共団体を中心に、ニーズに応じたきめ細かな支援を展開し、入居・定住に結びつけることが重要です。

また、「生涯活躍のまち」は、東京圏等から地方へといった広域的な移動を伴う移住にとどまりません。

今後、生活の利便性の向上や医療・介護サービスの効果的・効率的な確保の観点から、コンパクトシティの取組などとも組み合わせながら、中高年齢者が地域交流・多世代交流を進めるために、「まちなか」などへ転居する地域内での移動を伴う取組としても有用です。これは、地方のみならず東京圏をはじめとする大都市圏内でも考えられます。

②　「健康でアクティブな生活」の実現

健康な段階からの入居を基本とし、中高年齢者が、健康づくりとともに、就業や生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブに生活することを目指します。このため、課題解決型のプランではなく、シニアライフを通じて何がしたいか、どのような人生を送りたいかという「目標志向型」の「生涯活躍プラン」を策定し、PDCA サイクルにより実現を図ります。

③　地域の多世代の住民との協働

中高年齢者だけで生活するのではなく、入居者が地域社会に積極的に溶け込み、子どもや若者など多世代との協働や地域貢献ができる環境を実現します。このためには、入居者や地元住民が交流し活動できる多様な空間を形成することが望まれます。

また、中高年齢者の「健康でアクティブな生活」や「地域の多世代の住民との協働」を実現するために、ソフト面全般にわたる「運営推進機能」を整備します。

なお、この場合、地域包括ケアシステムの構築に関連する施策との連携を確保し、入居者と地元住民が社会参加しながら生活支援等サービスが利用できる地域づくりが望まれます。

④　「継続的なケア」の確保

医療・介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保します。このため、地域の医療機関と連携するとともに、要介護状態等になった場合には、入居者の希望に応じて「生涯活躍のまち」事業者または地域の介護事業者からの介護サービス提供を確保し、重度の要介護状態になっても地域に居住しつつ介護サービスを受けることを基本とします。

⑤　地域包括ケアシステムとの連携

国は、高齢者が重度の要介護状態になっても、人生の最終段階まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の実現を目指しています。「生涯活躍のまち」は、以下に掲げる点で、こうした地域包括ケアシステムの考え方と対立・矛盾するものではありません。

第一は、あくまでも移住は本人の希望に基づくものであるという点です。住民がその地域に住み続けることができるよう、あらゆる地域で医療・介護サービス等の体制整備を推進すべきことは当然です。その上で、中高年齢者が自らの希望として健康な段階から地方に移り住み、「第二の人生」としてアクティブな生活・人生を実現したいというニーズも多くみられます。「生涯活躍のまち」は、そうした中高年齢者の希望に応えるものです。

第二は、「移り住んだ中高年齢者が、地域社会に溶け込むようなまちづくりを目指す」という点です。「生涯活躍のまち」は、移住者が地域社会と遊離することなく、自然に溶け込み、子どもや若者など多世代と協働ができるような環境整備を行うという点で、地域社会を重視するものです。

第三は、「医療・介護が必要な時に、地域で継続的なケアが受けられることを目指す」ことです。医療・介護が必要となった時に他の地域の病院や施設に入院・入所することなく、安心して地域ケアが受けられるような体制確保を目指しており、地域包括ケアシステムの目指す方向と一致しています。

このように両者は対立・矛盾するものではなく、「生涯活躍のまち」と地域包括ケアシステムの構築に向けた施策が連携して展開されるのであれば、移住者と地元住民に対する各種サービスが一体的に提供され、それにより地域社会での交流が一層高まり、相互に刺激を与え合い、協働する環境を形成していくことが期待できます。

Ⅱ　基本理念の理解

移住を希望する中高年齢者は、個々の「生涯活躍のまち」の基本理念を十分理解した

上で、移住の判断を行うことが必要です。有識者会議では、移住前からどのようなコミュニティをつくるかについての意見交換や検討の機会に積極的に参画し、基本理念を理解した上で移住することが基本となっている米国の CCRC の例が紹介されています。

「生涯活躍のまち」においても、移住希望者に対し、今後生活することとなるコミュニティに関する意見交換や検討の場に積極的に参画する機会を提供したり、実際にその地域で短期的に生活する「お試し居住」などの機会の提供を通じて、移住意思を丁寧に確認するプロセスが重要となります。

Ⅲ　従来の高齢者施設との違い

「生涯活躍のまち」は、対象とする高齢者の考え方において、従来の高齢者向け施設・住宅とは大きく異なっています。

第一は、従来の高齢者施設等は、要介護状態になってからの入所・入居の選択が通例であるのに対して、「生涯活躍のまち」では、中高年齢者が健康な段階から入居することを想定しています。

このため、第二として、従来の施設等では、あくまでもサービスの受け手として「受け身的な存在」であった高齢者が、「生涯活躍のまち」においては、地域の仕事や生涯学習、社会的活動に積極的に参加する「主体的な存在」として位置付けられます。

第三は、地域社会への開放性です。従来の施設等では、高齢者だけで居住しており、地域社会や子どもや若者などとの交流は限られています。これに対して、「生涯活躍のまち」は、中高年齢者が地域社会に溶け込み、地元住民や子ども・若者などの多世代と交流・協働するオープンな居住が基本となります。

図：従来の高齢者施設等との基本的な違い

従来の高齢者施設等		「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と共働

第２章　「生涯活躍のまち」の基本構成要素

◎「生涯活躍のまち」は、様々な要素を盛り込んだ新しいまちづくりの考え方であり、その実現に向けては、幅広い分野での息の長い取組が必要となります。

◎取組にあたっては、各地域の特徴やニーズを踏まえることが重要ですが、共通する基本的なコンセプトとしては、①中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援、②「健康でアクティブな生活」の実現、③地域の多世代の住民との協働、④「継続的なケア」の確保、⑤地域包括ケアシステムとの連携が挙げられます。

◎この基本コンセプトを土台として、「生涯活躍のまち」の基本構成要素を整理しており、具体的には、「住まい」、「ケア」、「活躍」を核に、「移住」を加えた「３＋１」の要素、及びこれを下支えする重要要素である「コミュニティ」の形成を加えた５要素としています。

１．基本構成要素の考え方

◎本手引きにおいて、「生涯活躍のまち」の基本構成要素を「住まい」、「ケア」、「活躍」、「移住」、「コミュニティ」の５要素として整理しており、各要素に関する基本的な考え方を下記に提示します。

図：「生涯活躍のまち」の基本構成要素

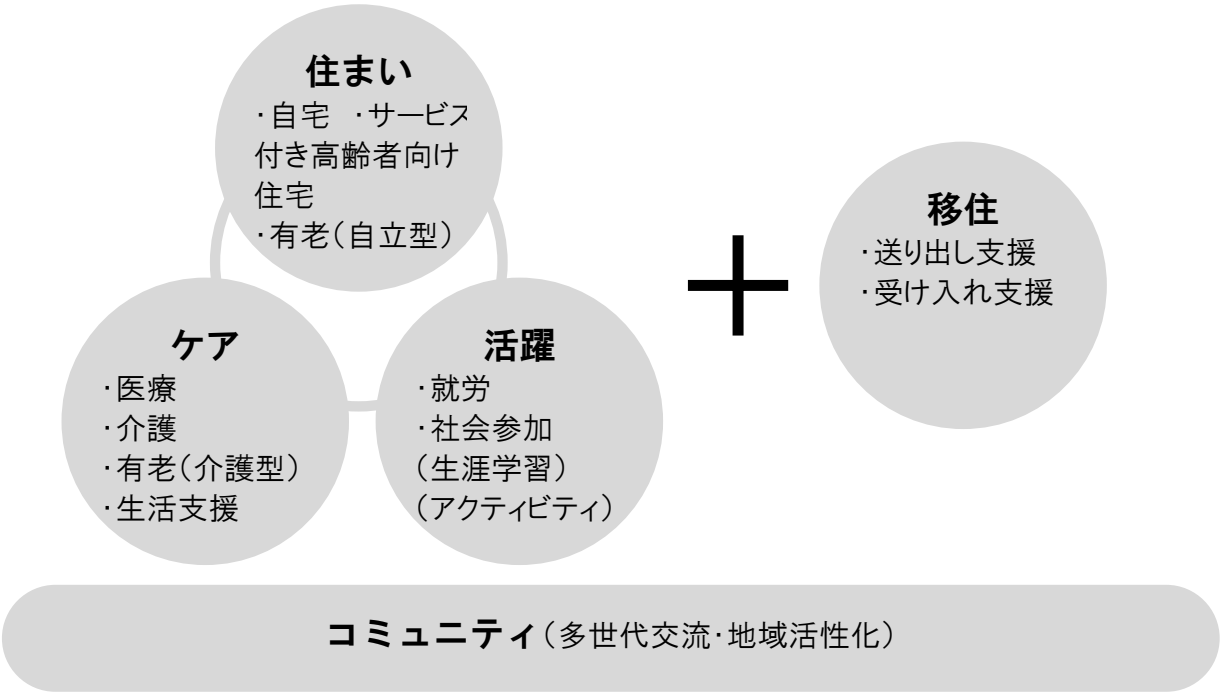

１）「住まい」とは

・「生涯活躍のまち」において、移住者も含めた地域住民が健康でアクティブな生活を送ることができ、希望に沿った暮らし方や住まい方ができることです。
・住居の種類については、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、地域優良賃貸住宅、多世代共生型賃貸住宅など様々なものが考えられます。
・また、新規整備のみならず、空き家や公共施設など既存ストックを活用することも考えられます。

２）「ケア」とは

・「生涯活躍のまち」において、移住者も含めた地域住民が、必要な時に地域で継続的に受けることができる医療・介護サービスのことです。
・医療機関での受診や介護事業所や介護福祉施設でのサービス提供だけでなく、相互扶助等により提供される見守りや買い物代行などの日常的な生活支援もこれに含まれます。
・医療・介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」を受けられるよう、地域の医療機関や介護事業者、NPO 法人等の多様な事業主体との連携、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策との連携が重要となります。

３）「活躍」とは

・「生涯活躍のまち」において、移住者も含めた地域住民が、健康でアクティブな生活を実現するために行う仕事や社会活動等のことです。
・住民が単にサービスの受け手ではなく、地域の担い手としての役割や、生きがい・やりがいを持てるような環境整備が重要です。
・そのため、「生涯活躍のまち」の実現に向けては、自分自身が何をしたいのか、どのような人生を送りたいかという住民のニーズを汲み取り、この実現を図れるようなまちづくりが求められます。
・活躍の場としては、地域社会での就業やボランティア等、幅広い活動が想定されます。

４）「移住」とは

・「生涯活躍のまち」への移住や住み替えを行うことです。遠方からの移住だけでなく、地域内や近隣地域からまちなか等への住み替え・転居も含まれます。
・移住・住み替えを円滑に行うためには、移住支援が重要となり、そのために、送り出し支援と受け入れ支援の双方を機能させることがポイントとなります。
・とくに遠方からの移住者に対しては、ニーズに応じたきめ細かな支援を展開し、入居・定住に結びつけることが重要となります。
・また、地域内や近隣地域からの住み替えは、地域交流・多世代交流や、生活の利便性向上、医療・介護サービスの効果的・効率的な確保の観点からも有用なものと考えられます。

５）「コミュニティ」とは

・「生涯活躍のまち」は、地域住民を主人公として、自助・互助・共助・公助のもと、誰もがコミュニティの一員として役割や生きがいを持ち、それぞれの経験や能力を活かしてできる限り長く活躍できるような地域づくりを行うものです。したがって、コミュニティの形成は、「生涯活躍のまち」における「住まい」「ケア」「活躍」「移住」を支える土台として重要な要素です。

・「生涯活躍のまち」づくりを自立的・継続的な事業として成立させるためには、コミュニティが形成され、相互扶助や住民参画等により、細かな生活ニーズに対応したサービスや活躍の場が展開されることが必要不可欠なものと考えられます。

２．「生涯活躍のまち」の具体化に向けて留意すべき事項

◎「生涯活躍のまち」を具体化するにあたっては、「住まい」「ケア」「活躍」「移住」「コミュニティ」に加えて、「地方公共団体の構想の実現・推進」の観点から検討を進めていくことが重要です。「生涯活躍のまち」を具体化するにあたって、留意すべき事項を整理します。

Ⅰ　基本構成要素に関する留意事項

１）「住まい」

○住まいに対するニーズの把握

・「生涯活躍のまち」づくりを進めるに際しては、地域住民が持つ住み慣れた地域で生活を続けたいとの意向や、地域内や近隣地域からの住み替え意向、そして遠方等からの移住意向などが想定され、これらの基本ニーズがどのようなところにどの程度あるかを把握することが重要と考えられます。そのために、地域住民や移住希望者等に対する意見聴取や相談等を行う丁寧なプロセスを設け、ニーズに応じた住まいの提供方法を用意することが重要です。

○地域資源の把握と積極的活用

・「生涯活躍のまち」では、地域の既存ストックをはじめとする地域資源の活用が想定されます。特に、主として地域のソフト・ハードの資源を一体的・総合的に活用する場合においては、地域に存在する空き家の有効活用が有益と考えられます。

・また、地域資源の活用にあたっては、コミュニティの魅力・利便性向上の観点から、交通アクセスや地域内の交通網の確保・充実にも配慮することが望まれます。

○中高齢者が安心して自立した生活ができる居住空間

・「生涯活躍のまち」において、中高年齢者の住まいを考える際は、健康な時から人生の最終段階まで安心して自立した生活が送れるような居住環境を提供するとともに、これまでの人生の継続とプライバシー保護のため、共同生活と個人生活のバランスが取れた生活環境を確保することが重要な視点です。

○中長期的に年齢構成を維持するための工夫

・中長期的にわたって多世代が交流しながら活気あるコミュニティを確保するためには、コミュニティの人口構成を適切に維持していく必要があります。

・同世代だけの地域住民が偏在するコミュニティは、ある時期に多くの世帯が高齢化し、それに伴い、建物のバリアフリー化や医療・介護体制の整備など、様々な課題が同時期に顕在化する可能性が生じます。そのため、「生涯活躍のまち」づくりを持続的に安定させるためには、特定の年齢に偏らず、幅広い年齢構成とすることが望まれます。

・中長期的に幅広い年齢構成を維持するためには、「生涯活躍のまち」づくりの推進を担う事業主体が、移住者を継続的に確保できるような魅力づくりや仕組みづく

り、情報提供を行ったりすることなどが考えられます。

・また、バランスの良い人口構成を実現するためには、例えば、一度に大量の移住者を集めるのではなく、段階的に集めていくなどの工夫も必要です。

・こうした観点から、住み替えや移住希望者に対する住まいの供給は、コミュニティ形成等の趣旨に賛同する者等を集めやすい「賃貸住宅」が基本となると考えられます。「分譲住宅」とする場合には、段階的な入居となるよう、あっせん方法や情報提供などにおいて一定の工夫をすることが必要と考えられます。

■賃貸住宅と分譲住宅の特徴

	＜『賃貸住宅』の特徴＞	＜『分譲住宅』の特徴＞
入居者の視点	○初期費用の負担が比較的軽い。 ○コミュニティになじまなかった場合や死亡した場合などの退去にあたっての財産処分が不要であることから、比較的手続的な負担が軽い。	○資産として取得できる安心感がある。 ○基本的に、住宅取得にあたってまとまった資金が必要である。 ○固定資産税など資産保有のためのコストがかかる。 ○コミュニティになじまなかった場合や死亡した場合など退去にあたっての財産処分が必要である。
事業者の視点	○資金回収に時間を要する。家賃の「前払い方式」を活用することで回収を早めることは可能である。 ○コミュニティの趣旨に賛同する入居者の選定は比較的行いやすい。 ○事業者が共用部等を含む建物を保有しつづけるため、コミュニティに継続的に関与することとなる。	○早期の資金回収が容易である。 ○相続等の場合において、コミュニティの趣旨に賛同する者への分譲を担保するためには、事業者による住宅の買取やあっせんを行うなどの工夫が必要である。

■人口構成の維持が適切になされるコミュニティ（イメージ）

○中長期的に適切な人口構成を維持し、多世代が交流しながら活気あるコミュニティを確保するため、事業主体はコミュニティ内の年齢構成が偏らないよう、入居時に対象者を選定する等の工夫をすることや、コミュニティへの新たな入居者を継続的に確保できるような魅力づくり、情報提供を行うことなどが考えられる。

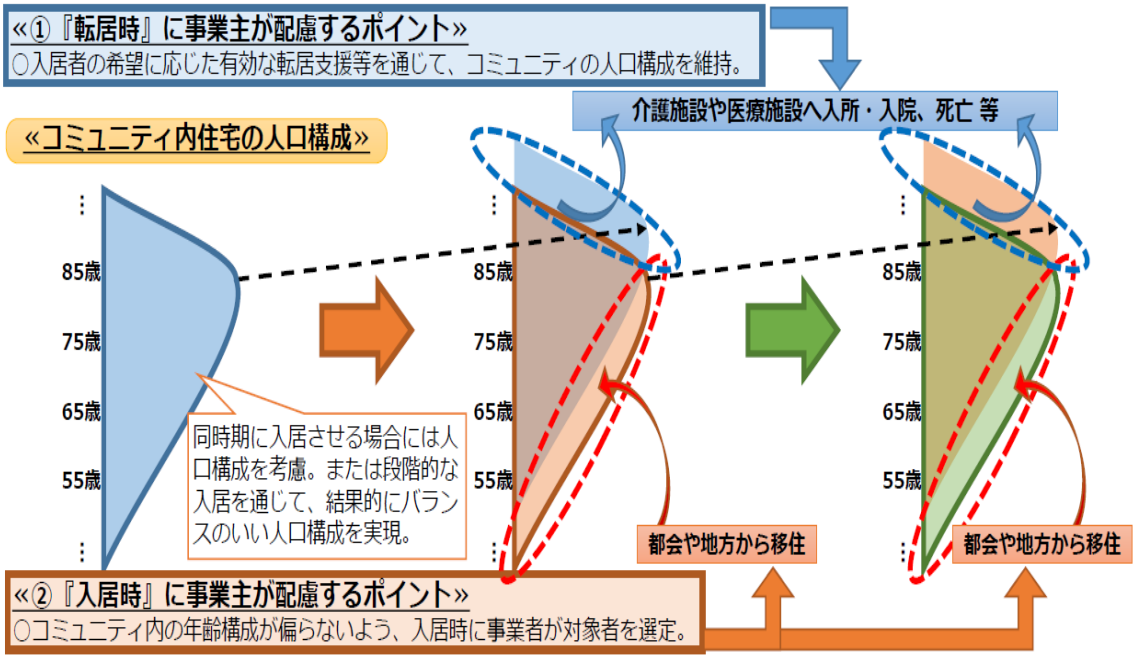

２）「ケア」

○「継続的なケア」の提供

・「生涯活躍のまち」では、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の提供体制を地域の関係機関等と連携して確保し、要介護状態になっても医療・介護サービスを受けながら地域に居住し続けることが基本となります。

○地域包括ケアシステムとの連携

・「生涯活躍のまち」と地域包括ケアシステムの構築については、両者を連携させて相乗効果を高めていくことが望まれます。受入れ側の地方公共団体において「生涯活躍のまち」と地域包括ケアシステムの構築に向けた施策が連携して展開されれば、入居者と地元住民に対する各種サービスが一体的に提供され、それにより入居者と地域社会との交流が一層高まり、相互に刺激を与え合い、協働する環境を形成していくことが期待できます。

・例えば、地域包括ケアシステムの構築との連携の観点から、「生涯活躍のまち」の「地域交流拠点」として、既存の福祉拠点のスペースを入居者や近隣住民の集いの場として活用することや、「運営推進機能」を支える専門人材（コーディネーター）が介護保険制度の地域支援事業における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と兼任又は連携し、地域の生活支援等サービスの体制整備に取り組むことも考えられます。これにより入居者と地域社会との交流が一層促進され、中高年齢者が社会参加しながら生活支援等サービスが利用できる地域づくりをする点やコミュニティの継続性が高まるという点でも意義があります。

■地域包括ケアシステムの構築との連携のイメージ

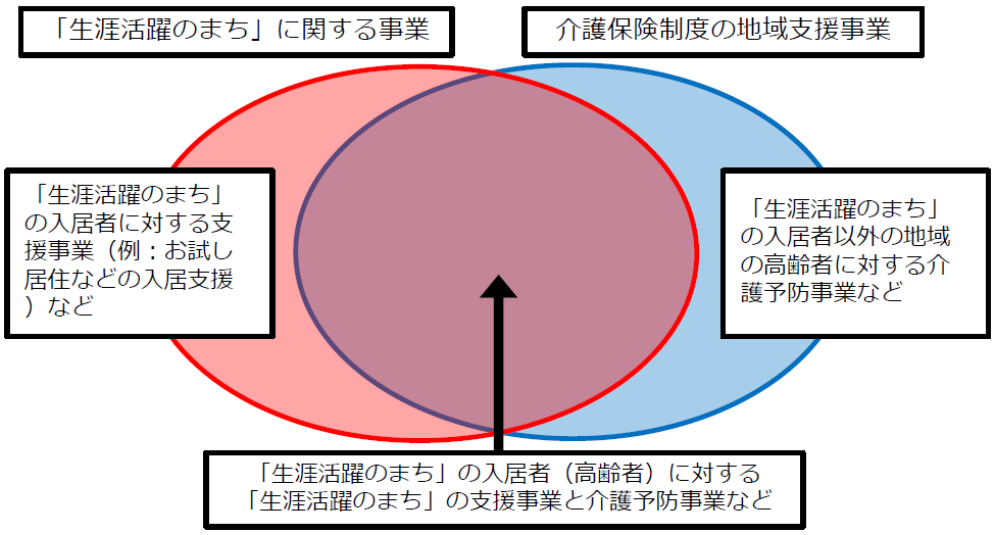

３）「活躍」

○「健康でアクティブな生活」を支援するためのプログラムの提供

・移住者も含めた多世代の様々な地域住民が「活躍」するためには、個人のスキル

を活用するという視点と、新しい生き方・人生を開いていくという視点が考えられます。「生涯活躍のまち」を推進する地域においては、ひとりひとりのスキルやポテンシャルを活かせるような地域資源とのマッチングが重要です。

・これらを踏まえた上で、個々の希望に応じて、健康づくりや就業、生涯学習など社会的活動への参加等によって健康でアクティブに生活することを目指すための「目標志向型」の「生涯活躍プラン」を策定し、PDCA サイクルにより各種のプログラムを提供することが有益と考えられます。

○就業・社会参加支援サービス等に関する機会の提供

・就業・社会参加支援サービス等に関する機会を提供することは、「健康でアクティブな生活」を実現するための重要な視点です。

・「生涯活躍のまち」を通じた事業として、個々のニーズに応じた就業機会の創出、地域の子育て支援や、地域おこし、環境改善など様々な地域課題に関する活動への参加機会の提供、地域の大学、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設等との連携による生涯学習の機会提供などを行うことは、「健康でアクティブな生活」を実現するための有効な手法と考えられます。

■「生涯活躍」の具体的なイメージ

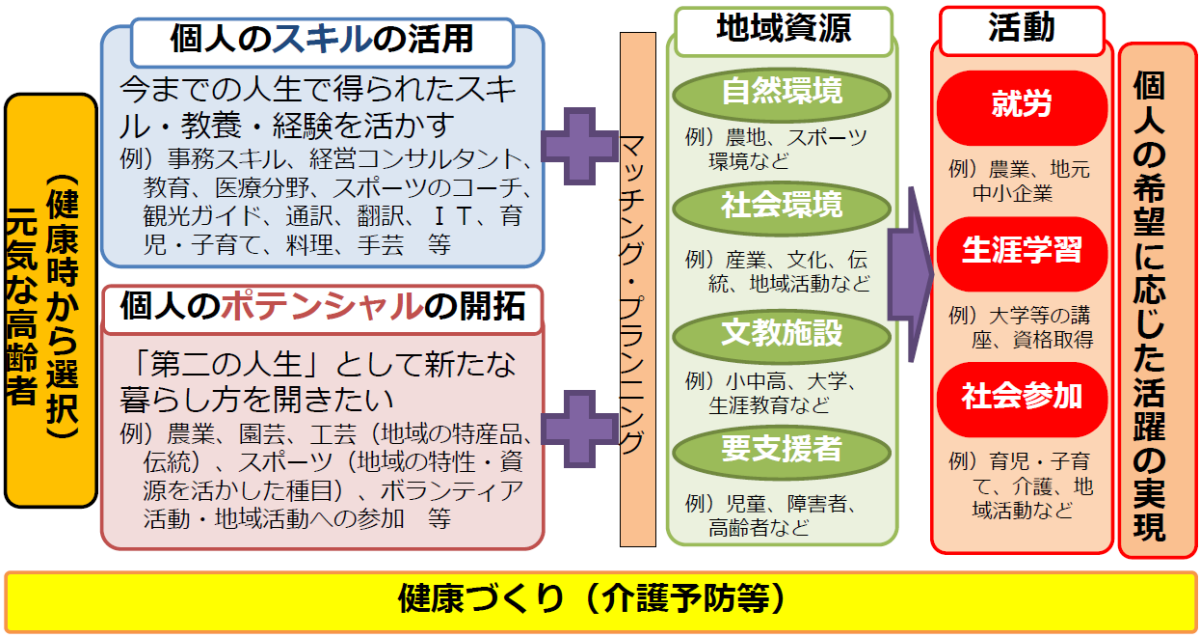

■「生涯活躍プラン」のイメージと PDCA サイクル

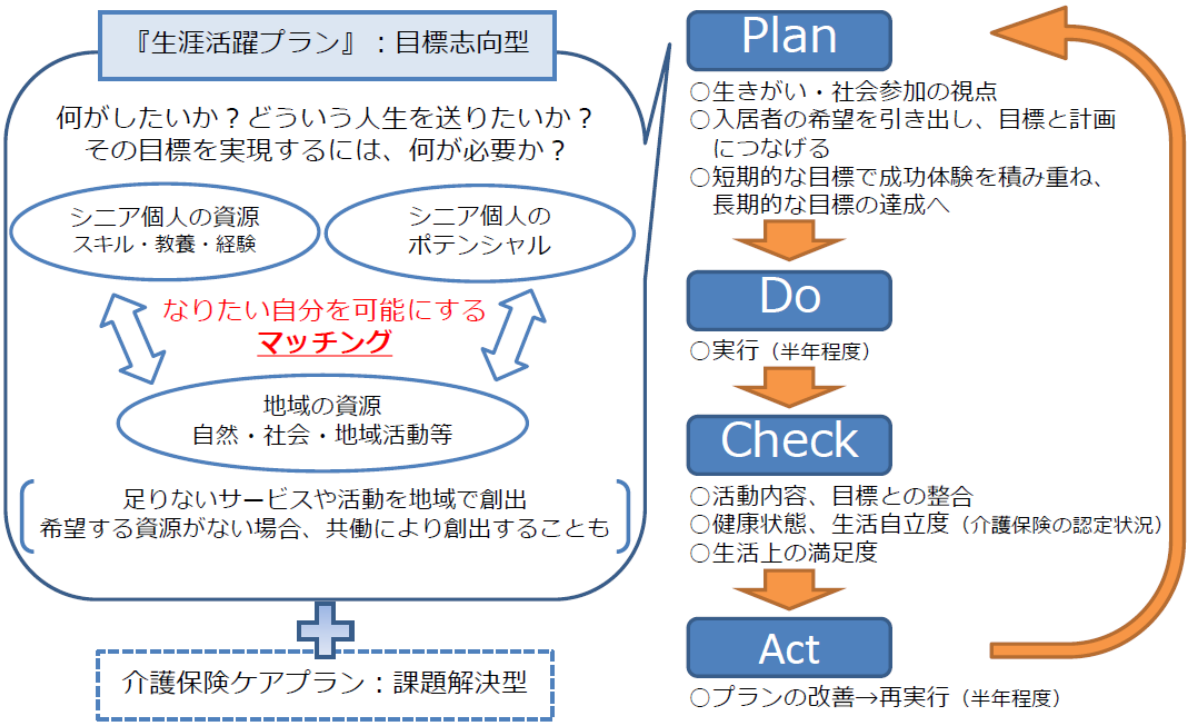

４）「移住」

○移住希望者に対する支援

- 「生涯活躍のまち」への移住者としては、主に中高年齢者を想定しています。将来にわたり、長く地域に住み続けるためには、健康な段階から地域に溶け込み、できる限り健康で暮らせることを目指しつつ、医療・介護ニーズが高まった後も住み慣れた地域に住み続けられるよう、計画的な移住・住み替えを目指すことが重要となります。
- 移住希望者に対しては、本人の暮らし方や住まい方に対する意向を確認する丁寧なプロセスとして事前の相談や意見聴取が重要です。また、受け入れ側からの情報提供やマッチングなどの支援、コミュニティでの生活実態や地域社会の実情を体験する「お試し居住」や「二地域居住」などの機会を提供することも有効と考えられます。
- このほか、中高年齢者が移住しやすくするためには、現在の持ち家などの居住用資産を、若年層などに売ったり貸したりするなど、資金化できるような支援も考えられます。例えば、現在では、中古住宅を活用し、その流通を支援するため、建物評価実務の改善、建物検査（インスペクション）や住宅瑕疵担保保険の普及などの取組が進められています。また、民間事業者等においては、地域金融機関との連携による賃料を担保としたローンの実施や、メンテナンスやリフォーム等で利用価値が維持・向上された中古住宅について、売買査定を適正に行って資産価値を評価するなどの取組が進められています。このような仕組みを活用して、移住しやすい環境を整備することが重要です。

〇移住後の暮らしの定着に向けた配慮

・移住者の中には、移住先の暮らしになじむことができず、元の居住地や別の移住先へ「再移住」するケースも見られます。「生涯活躍のまち」への移住者が移住先へ定着し、長く住み続けるためには、交流や協働、活躍の機会を通じて、孤立することなく地域に溶け込み、生きがいややりがいを持って日常生活を送れることが重要です。

・そのため、移住者を求める段階から、移住後の定着のしやすさを考慮して、移住者の出身地・所縁（Ｕターン・Ｒターン）など個人的な事情に着目したり、地域が求める専門知識・技術をもった人材を対象としたりするなど、地域の実情に合った移住者の呼び込み策を考えることも大切な視点です。

・また、例えば定年退職を意識し始めた 50 代などの場合は、移住後の就業の場や住まいの確保が重要な要素になると考えられます。このように、移住するひとりひとりの属性や要望を丁寧に把握した上で、移住支援とリンクさせつつ、希望に応じた就業や住まいを確保するための後押しをきめ細かく行うことが、移住者の定着に向けた有効な方策と考えられます。

・さらに、移住後においては、移住者が移住者同士または他の地域住民と関わりあいを持ち、主体的にコミュニティへ参加することが、移住者の定着において重要です。

５）「コミュニティ」

〇基本理念に対する地域住民や移住者等の理解の促進

・「生涯活躍のまち」を実現する上で、移住者を含めた地域住民の主体的なコミュニティへの参画は、きわめて重要であり、「生涯活躍のまち」そのものの趣旨や理念に対する理解や賛同を得ていることが重要です。

・そのため、「生涯活躍のまち」の構想段階から、地域住民や移住希望者等に対し、コミュニティに関する意見交換や検討の場に積極的に参画する機会を提供したり、実際にその地域で短期的に生活する「お試し居住」の機会を提供したりすることなどを通じて、地域社会と交流する機会を築くプロセスを設けることが重要と考えられます。

〇地域の多世代の住民との交流・協働

・「生涯活躍のまち」では、誰もが地域社会に溶け込み交流・協働や地域貢献ができる環境を実現することが重要です。

・そのための方策として、多世代を集める「機能」、多世代が集まれる「場所」、人と人をつなげる「しかけ」の要素を有したコミュニティを形成し、地域住民同士の交流・協働を働きかけることが有効と考えられます。その際、地域住民自身がコミュニティの形成・運営に参画するという視点に配慮した事業運営を行うことが大切な視点となります。

〇多世代へのアプローチ

・「生涯活躍のまち」の推進に当たっては、特に、移住者を特定の年齢に偏らずに幅広い年齢構成とすることは、入居後ある時期にケアが一斉に必要となる事態を避けることができることにつながり、コミュニティの持続的安定性の点で望ましいと考えられます。このため、比較的若い世代への情報発信・「お試し居住」・「二地域居住」などの支援方策も重要です。

Ⅱ　地方公共団体の構想の実現・推進に関する留意事項

○「生涯活躍のまち」の基本展開エリアの設定

・「生涯活躍のまち」の取組は、地方都市の中心市街地やまちなか及びその周辺地域、田園地域や過疎地域における集落、大都市遠郊の郊外住宅地など、様々な立地が想定されます。

・また、具体的な事業の展開方法については、一定の地域内にハード・ソフトの資源を集中的に整備し拠点化させていく方法もあれば、空き家や医療・介護体制などの既存の地域資源を最大限活用しネットワーク化させていく方法などが想定されます。

・いずれの場合においても、「生涯活躍のまち」は、誰もが地域社会に溶け込み暮らせるコミュニティづくりを目指す視点が重要であり、基本的な展開エリアとして、町内会や小学校区、集落単位といった日常生活圏を意識し、地域の実情に応じて展開していくことが望まれます。

○構想実現の「地ならし」となる地域概況や関係者の把握

・「生涯活躍のまち」の実現・推進に向けた取組としては、まず「地ならし（地域概況の把握や地域関係者とのネットワークづくり）」が重要です。

・地域概況の把握は、地域課題の洗い出しのために必要な作業であり、地域に関する基礎データや地域資源等の情報を収集し、地域課題の要因を分析することなどが求められます。同時にヒアリングやインタビュー等の手法を通じてニーズ把握を行うことも有効です。

・また、「生涯活躍のまち」は地域住民の参画が不可欠な要素であることから、構想を進める上で必要・重要な地域住民やステークホルダー、事業者・団体等の人材がどこにいるか、これらの人材の関係性を把握することも重要です。

○多様な主体による事業実施

・「生涯活躍のまち」づくりは、株式会社や医療法人、社会福祉法人、大学、NPO、まちづくり会社（第３セクター）など多様な事業主体が、推進役を担い、地域の実情を踏まえつつ、当該事業主体の強みを発揮したまちづくりを行うことが考えられます。

・「生涯活躍のまち」に関する事業の具体化にあたっては、事業形態や土地・施設の提供主体の特性等に応じ、地域の金融機関と連携するなど、多様なファイナンス手法を活用することも考えられます。また、地域住民や移住者の安心・安全な居

住のため、事業の継続性を確保するための体制整備を確保することが望まれます。

〇持続可能な事業運営

・「生涯活躍のまち」を持続的な取組とするためには、その事業の収益構造を把握するとともに、どのような工夫・対応ができるのかを検討する必要があります。
・「生涯活躍のまち」づくりの推進を担う事業主体の属性や、事業内容、対象となる地域住民や移住者の状況によって、事業の収益構造（収益性）は多様であると考えられます。そのため、事業運営を持続可能にするためには、まちづくりの推進を担う事業主体が実施する事業やターゲットを見極めた上で、住まいの提供や医療・介護サービス、生涯学習や趣味等の活動への参加に関するサービス提供等を通じ、対価を得ることが求められます。加えて、効果的なサービス提供などの安定的な収益を確保できるような経営面における工夫や、地域資源・既存補助金の活用など資金調達面における工夫等を通じて、イニシャルコスト（初期費用）とランニングコスト（維持費用）を減らしていくことも重要です。
・この際、一般的にサービスを提供する場合は、その対価により収益を安定的に確保することが基本となります。そのためには、収益の中核を担う事業（収益核事業）と、収益核事業に付帯して展開可能な関連事業（付帯事業）、核となる事業と連携して実施する事業（連携事業）など、複数の事業を組み合わせて展開させていくことが望ましいと考えられます。また、「生涯活躍のまち」では、コミュニティ形成が重要な要素であり、相互扶助や住民参画の要素を適宜組み込んだ事業運営を行っていく視点も重要です（マニュアル第５章参照）

〇必要な人材の育成

・「生涯活躍のまち」の実現・推進に向けたすべてのプロセスを１人の人材がカバーすることは現実的ではありません。そのため、「生涯活躍のまち」推進に携わる人材となる専門人材を育成しながら、構想の実現・推進に向けた取組を進めることが重要です。
・専門人材に必要な資質・専門性等は、推進体制、展開する事業の内容、地域の実情等によって異なりますが、基本的には「企画・立案」、「活動（事業）運営」、「仲間づくり」「つながり」の４つと考えられます。（マニュアル第４章参照）
・このような資質・専門性等は、現場経験等により培うとともに、体系的な研修等を受講することも有効と考えられます。

〇情報の公開

・地域住民や地域のステークホルダーがまちづくりに主体的に参画するとともに、事業者との協働関係を構築できるようにするため、「生涯活躍のまち」づくりに関する事業の進捗状況や財務状況などを共有することが重要です。

第３章　国、地方公共団体及び「運営推進機能」を担う事業主体の役割分担と連携

◎高齢者の医療・介護や住まいに関しては、既に一般的な制度が整備されており、その下で、民間ベースにおいて創意工夫がなされ、自由かつ主体的に様々な事業が展開されています。「生涯活躍のまち」は、こうした一般的な制度の上に乗る形で、東京圏をはじめ地域の中高年齢者が地方や「まちなか」への住み替えを希望する場合の地域の受け皿をつくるため、地方公共団体が責任をもって行う「まちづくり」として取り組む事業と位置付けられます。

◎その趣旨を踏まえると、「生涯活躍のまち」は、地方公共団体が、地方創生の観点から策定する「地方版総合戦略」において事業として規定し推進するものであることが望ましいと考えられます。これに対し、地方公共団体と関わりなく展開されるものは、あくまでも民間ベースの取組として位置づけることが適当と考えられます。

◎地方公共団体の事業として推進する場合、地域再生法の一部を改正する法律（平成 28 年４月 20 日法律第 30 号）により「生涯活躍のまち形成事業」が地域再生制度の一つとして位置付けられており、この枠組により事業を推進する場合は、法に基づく各種の特例措置を利用することができます。

◎「生涯活躍のまち」の推進に当たっては、国、地方公共団体、事業主体が適切に役割分担を行うとともに、それぞれが連携することが重要となります。ここでは、その役割分担と連携について示します。

図：国、地方公共団体、「運営推進機能」を担う事業主体の役割分担と連携（イメージ）

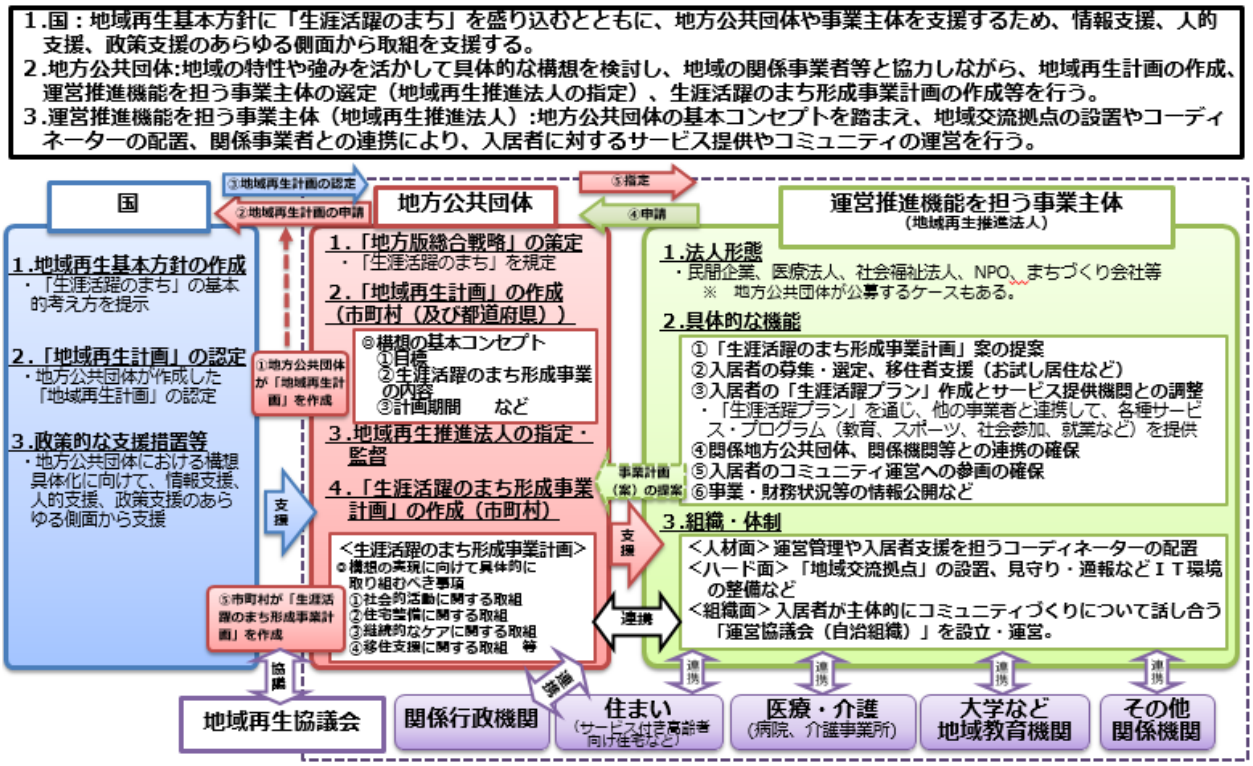

１．国の責務・役割

地域再生法の一部を改正する法律（平成 28 年４月 20 日法律第 30 号）により、「生涯活躍のまち」が地域再生制度の一つとして位置づけられました。これに基づき、国は、①地域再生基本方針の作成、②地方公共団体の地域再生計画の認定を行うこととされています。あわせて、地方公共団体の構想の具体化を支援するために③政策的な支援措置等を行っていくこととしています。

国の責務・役割の具体的な内容

① 地域再生基本方針の作成

・地域再生基本方針に、「生涯活躍のまち」に関する基本的な事項等を記載[4]。

② 地方公共団体の地域再生計画の認定

・地方公共団体が地域の実情に即して作成した地域再生計画について、地域再生基本方針に照らして認定

③ 政策的な支援措置等

・平成 28 年４月の地域再生法の改正により、「生涯活躍のまち」が地域再生制度の一つとして位置づけられ、地方公共団体が主体となって、生涯活躍のまち形成事業に関する事項を盛り込んだ地域再生計画を作成し、その具体化に向けて市町村が「生涯活躍のまち形成事業計画」を作成する仕組みを明確化した。
・この改正においては、中高年齢者の社会的活動への参加の推進や住まい・介護サービス等の生活環境の整備、移住希望者の来訪・滞在の促進等を一体として行うため、市町村と連携して生涯活躍のまち形成事業を行う事業者が、取組を円滑に実施できるよう、手続の簡素化のための措置が講じられた。
・国は、上記も踏まえ、地方公共団体や事業主体が実施する「生涯活躍のまち」の具体化を支援するため、本「手引き」、マニュアルの作成などの「情報支援」、関係府省からなる「生涯活躍のまち形成支援チーム」による「人的支援」、「地方創生推進交付金」による先駆的な取組に対する「財政支援」など、あらゆる側面からの支援を行う。

[4] 改正後の本文は、内閣府地方創生推進事務局のウェブサイトから「関連閣議決定等」から閲覧できる。
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kettei.html

２．地方公共団体の役割

地方公共団体は、地域の特性や強みを活かして具体的な構想を検討し、事業主体や地域関係者と連携して、構想の実現を推進していくことが求められます。また、多様な主体が特性や実績を活かし地域において創意あふれる取組を行うことができるよう、事業主体等に対する多様な支援を実施するなど、民間の活力を引き出す後押しの役割を発揮することが期待されます。

具体的には、検討組織の設置、構想のとりまとめ、「地方版総合戦略」への反映、「地域再生計画」の作成、事業主体の選定（地域再生推進法人の指定）、生涯活躍のまち形成事業計画の作成などに取り組むことが想定されます。

地方公共団体の役割の具体的な内容

○検討組織の設置

・「生涯活躍のまち」の実現に向けては、地域資源を活用しつつ、住まい、医療・介護、健康増進サービス、就業支援、NPO・ボランティア・生涯学習など多岐にわたる関係者が連携・協働してまちづくりに取り組むこととなります。

・そのため、まずは、地方公共団体内での部局横断的な検討体制（企画部局、建築・都市・住宅部局、福祉部局など）や、産業界、学校や社会教育施設等の教育機関、地域金融機関などの地域関係者が参画する官民検討会議を設置し、地方公共団体の強みや特性を活かした構想の基本コンセプトについて議論を行うことが重要です。その際、地域住民も含め様々な関係者から地域のニーズや課題、構想の方向性、基本コンセプトなどについて幅広く意見聴取を行い、認識の共有や意識の醸成を図ることが重要となります。

・なお、地域再生法のスキームの活用を念頭に置く場合には、地域再生協議会を組織したうえで検討を進めることも考えられます。

○構想のとりまとめ、「地方版総合戦略」への反映

・地方公共団体は、部局横断的な検討体制や官民検討会議での審議等を通じて、地域の実情に応じた構想の基本コンセプトをとりまとめることが考えられます。

・策定した構想については、他の地方創生関係施策と整合した形で推進するため「地方版総合戦略」に盛り込むことが想定されます。「地方版総合戦略」は、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界・市町村や国の関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア等（産官学金労言士）で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議・検討されるものであり、また、各地方公共団体の議会においても、戦略の内容や効果検証などについて十分な審議が行われることが予想されます。このような議論を経て、実効性・実現性のある構想にしていくことが必要です。

・なお、「地方版総合戦略」は「生涯活躍のまち」より先に策定されていることも想定されるため、「生涯活躍のまち」を「地方版総合戦略」に盛り込んでいない場合においては、「地方版総合戦略」の改訂時に盛り込むことが考えられます。

○「地域再生計画」の作成

・地域再生法のスキームを活用して取組を進めようとする場合、地方公共団体は、生涯活躍のまち形成事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成し、国に対して認定申請を行うことが考えられます。

○事業主体の選定（地域再生推進法人の指定）

・地方公共団体は、多様な主体と連携して事業を行うために、「生涯活躍のまち」づくりの推進を担う事業主体を公募により選定したり、協定を締結したりするほか、地域住民や関係機関の共同出資等により、新たに事業主体を立ち上げることも考えられます。

○生涯活躍のまち形成事業計画の作成

・地域再生計画の認定を受けた市町村が「生涯活躍のまち」を推進するにあたり事業者の手続きの簡素化のための特例等を活用しようとするときは、事業の実施に関する事項を記載した生涯活躍のまち形成事業計画を作成する必要があります。

○事業主体（地域再生進法人）に対する指導・監督・支援

・市町村は、構想や地域再生計画、事業計画などに照らして、事業主体（地域再生推進法人）と連携・協力して取組を進める一方、必要に応じて適切に指導・監督を行うことが求められます。事業計画等の内容に反して事業が行われる場合には、地方公共団体は事業主体の選定について見直す（地域再生推進法人の場合は指定を取り消す）ことも考えられます。

・あわせて、地域再生推進法人が行う公益的な事業（地域交流事業、生活支援サービス等）については、市町村が必要な支援を行うことも重要です。

３.「運営推進機能」を担う事業主体（地域再生推進法人）の役割

「生涯活躍のまち」づくりは、株式会社や医療法人、社会福祉法人、大学や社会教育施設、NPO、まちづくり会社（第３セクター）など、多様な事業主体が推進を担うことが想定されます。自らが実施する事業に関連する課題や地域の課題解決に意欲のある事業者・団体等が候補になりえます。

事業主体は、「生涯活躍のまち」を実現する中心主体としての活躍が期待されています。その役割は、「生涯活躍のまち」づくり全体をプロデュースするコーディネーター機能や、地域の関係事業者・団体等との連携・ネットワーク構築、地域住民や移住者等とのコミュニティづくりに関する事業、地域包括ケアシステムとの連携、地域住民のニーズに応じたサービス提供など、多方面にわたると考えられます。

一方、「生涯活躍のまち」は、多様な事業主体により、基本構成要素である「住まい」、「ケア」、「活躍」、「移住」、「コミュニティ」に関する事業等が実施され、かつ、民間事業者等による自立的・継続的な事業として持続することが求められています。事業内容は多岐にわたることから、単独の事業者がこれら全ての事業を実施することは難しいことが予想されます。そのため、まちづくりの推進を担う事業主体については、地方公共団体や、「生涯活躍のまち」づくりに賛同する事業者・団体等と連携・協力しながら一体的にまちづくりを展開することが重要で、そういった事業者・団体等との連携・協力の結果として、地域全体で運営推進機能を担うこととなります。

事業主体（地域再生推進法人）の役割の具体的な内容

○生涯活躍のまち形成事業計画案の作成

・地域再生法のスキームを活用する場合は、「生涯活躍のまち」づくりの推進を担う事業主体は、その申請により市町村から地域再生推進法人の指定を受けることができます。地域再生推進法人の指定を受けた事業主体は、地域再生計画に沿って、地域の実情に即した事業計画案を作成し、市町村に提案することができます（法第 17 条の 25）。

○コーディネーター役となる人材の配置

・「生涯活躍のまち」を実現・推進していくためには、地域にある「ひと・もの・かね」などの資源を調整して未来図を描き、地域をデザインしていく、まちづくりのコーディネーター役の人材が必要となります。

・コーディネーター人材には多岐に渡る役割が求められるため、複数人がそれぞれの能力や個性を活かして分担することが想定されます。

・なお、マニュアル第４章では、このような役割を担う専門人材に必要となる資質・専門性等について、詳述しています。

○関係者との連携構築

・「生涯活躍のまち」で実施する取組は多岐にわたることから、まちづくりの推進を担う事業主体は、自ら一定の事業・サービス（医療・介護・住まい等）を実施すること

も想定される一方で、他の事業者と連携して各種サービス・プログラム（教育、スポーツ、社会参加、就業など）を提供することも想定されます。そのため、地方公共団体や、「生涯活躍のまち」づくりに賛同する事業者・団体、地域住民等とのネットワークづくりを行い、「生涯活躍のまち」を具体的に推進していくための協働体制や連携体制を整えることが重要となります。

・また、まちづくりの推進を担う事業主体以外の事業主体から提供されるサービス・プログラムに対しては、当該事業主体がコーディネート機能を発揮することが求められます。

○コミュニティづくり

・「生涯活躍のまち」は、誰もがコミュニティの一員として役割や生きがいを持ち、それぞれの経験や能力を活かしてできる限り長く活躍できるような地域づくりを行うものです。そのため、まちづくりの推進を担う事業主体には、上記構想を実現する土台づくりとして、移住者も含めた地域住民同士の交流や協働を促すコミュニティづくりを担うことが求められます。

・そのために、まちづくりの推進を担う事業主体は、地域における課題・ニーズの収集などを行うとともに、住民一人ひとりの課題やニーズについても解決の方向性を示し、PDCA サイクルを意識しつつ、課題解決ができるようにする役割が期待されます。

・また、自立的・継続的な事業とすること、コミュニティ内の年齢構成が偏らないような工夫・配慮をすること、移住者を継続的に確保できるような魅力づくりや仕組みづくり、情報提供を行うことなどが求められます。

・このほか、移住者も含めた地域住民のコミュニティへの参画及び自治的運営を図る観点から、「生涯活躍のまち」づくりに関わる事業主体や地域住民が参画する「運営協議会」を設置し、地域住民を巻き込みながら取組を進めていくことも重要と考えられます。

○必要な事業・サービスの実施

・まちづくりの推進を担う事業主体は、「生涯活躍のまち」の実現に向けて、移住者も含めた地域住民に対して、基本構成要素である「住まい」、「ケア」、「活躍」、「移住」、「コミュニティ」に関する事業・サービスを展開する役割が期待されます。

・こうした取組を行うにあたっては、まず、地域ニーズの収集や不足しているサービス、当該地域で利用可能な地域資源を把握・整理することが重要です。その上で、対象地域の地域住民の日常生活・医療・介護等のケア、地域交流など生活に係るサービス等全般の管理・調整・プログラム開発を行い、連携する事業主体との役割分担や協働体制を図りながら、自ら実施する事業・サービスを見極めることが重要です。

・例えば、「コミュニティ」に関する事業としては、多世代の様々な地域住民が交流できる環境を整備するために「地域交流拠点」を設置・運営することが考えられます。整備にあたっては、初期費用を抑えて地域になじみやすい場を整備する観点から、地域の複合的福祉施設（高齢者、児童、障害者等の種々の福祉サービスを提供する

施設）や地元大学の空き教室、公民館等の公共施設、空き家や廃校になった学校などの既存資源を活用していくことも考えられます。また、地域包括ケアシステムの構築との連携の観点から、既存の福祉拠点のスペースを地域住民や移住者等の集いの場として開放することも考えられ、これにより地域住民同士の交流が一層促進され、コミュニティの継続性が高まることも期待できます。

・一方、移住者に対する対応例としては、①移住希望者への情報発信や相談、カウンセリングを通じたお試し居住等の移住促進などを行うとともに、②移住後に、目標志向型の「生涯活躍プラン」をつくり、健康でアクティブな生活を支援するためのプログラム提供や、関係者との協議・調整等により必要なサービスを提供することなどが考えられます。また、地方公共団体の委託を受けて「地域包括支援センター」の運営や「地域支援事業」を行い、地域包括ケアシステムの構築に係るサービス提供を組み合わせるケースも想定されます。

○地域包括ケアシステムとの連携

・地域包括ケアシステムとの連携の観点から、「生涯活躍のまち」の「地域交流拠点」として、既存の福祉拠点のスペースを地域住民の集いの場として開放することや、まちづくりの推進を支える専門人材（コーディネーター）が介護保険制度の地域支援事業における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と兼任又は連携し、地域の生活支援等サービスの体制整備に取り組むことが考えられる。これにより地域住民同士の交流が一層促進され、中高年齢者等が生活支援等サービスの担い手として活躍する、といった展開も期待されます。

図：「運営推進機能」のイメージ（全体像）

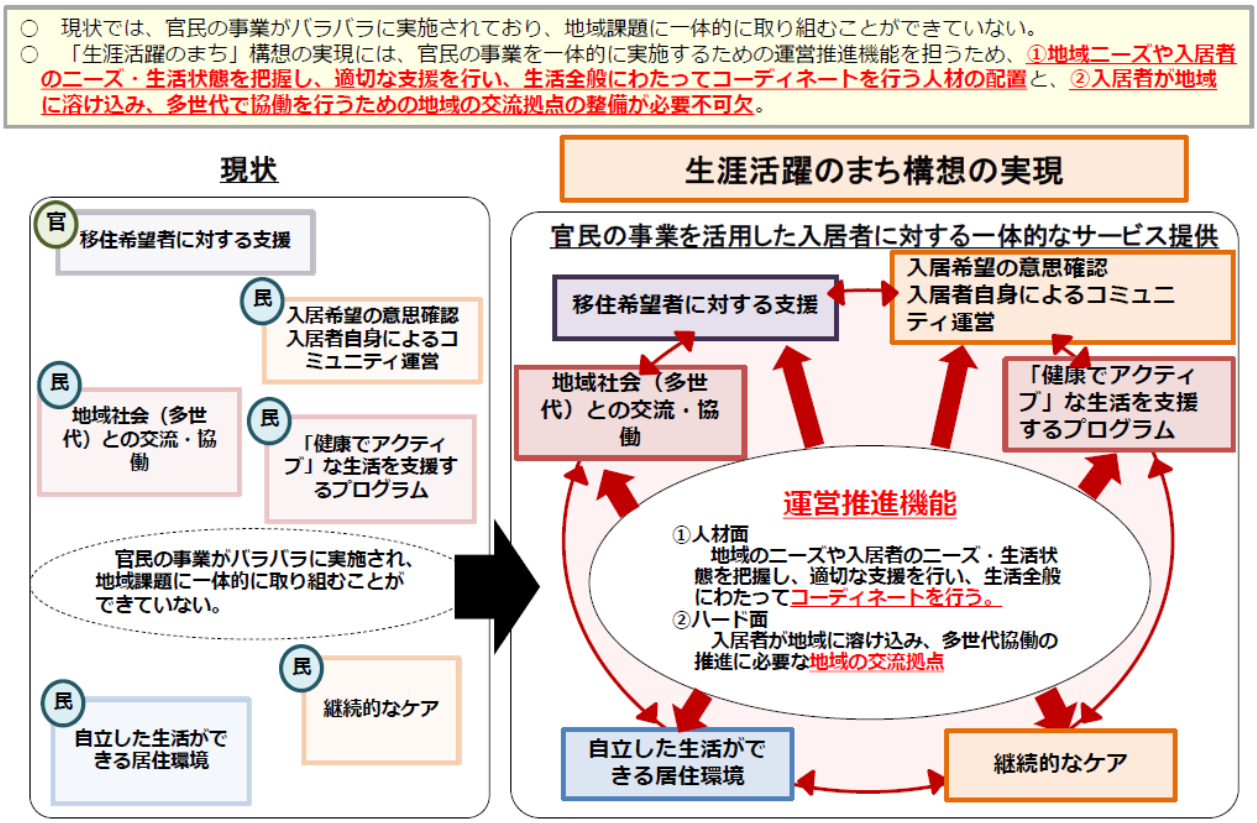

図：「運営推進機能」のうち人材面（コーディネーター）の役割（イメージ）

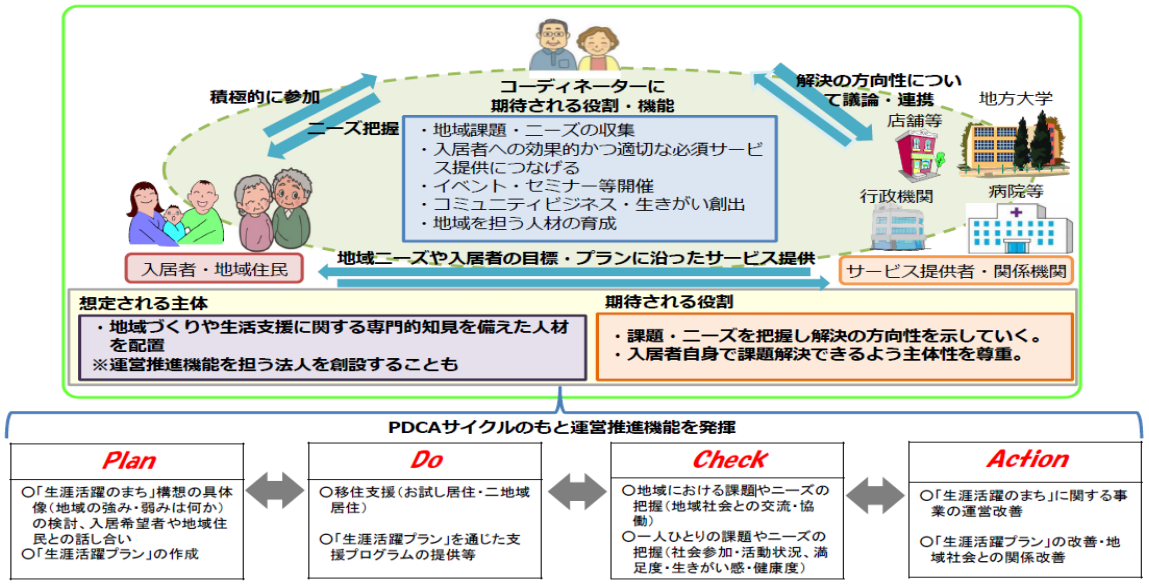

図：「運営推進機能」に期待される役割・機能（イメージ）

○事業主体は、「地域交流拠点」を整備するとともに専門人材（コーディネーター）を配置し、関係事業者との連携・協力体制を確保。
○地域交流拠点を通じて、関係事業者の連携・協力のもと、多世代交流・協働や高齢者等に必要なサービス提供がなされる。

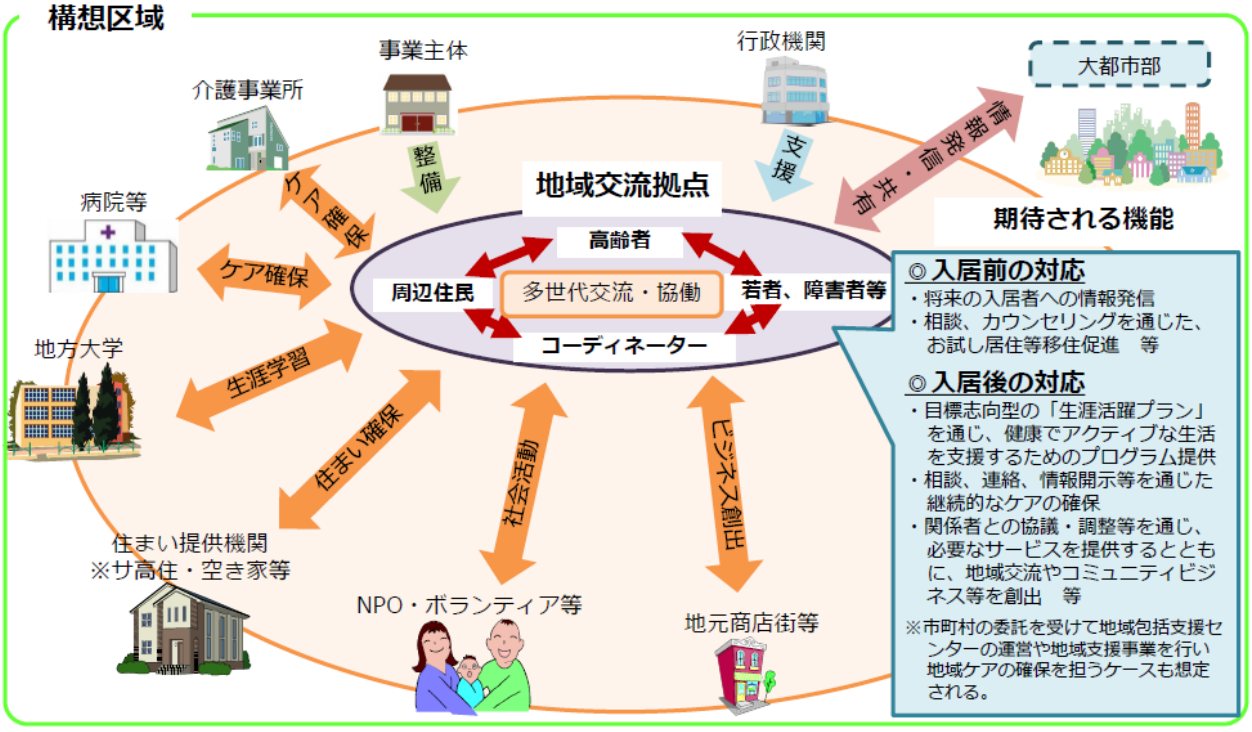

第４章　「生涯活躍のまち」推進のプロセス

◎「生涯活躍のまち」の実現に向けた取組としては、まず、地方公共団体が、地域の特性や強みを活かした構想の基本コンセプトを固め、地域の実情に応じた構想をとりまとめることが重要です。本章では、マニュアルにおいて整理した、「生涯活躍のまち」づくりの基本的なプロセスについて示します。

◎「生涯活躍のまち」の推進に向け、必要に応じて、地方公共団体は「地域再生計画」を作成するとととともに、適切な事業主体を選定（地域再生推進法人を指定）し、関係事業者と協力しながら「生涯活躍のまち形成事業計画」を作成する場合があります。そのため、上記の基本的なプロセスのほか、「検討組織の設置」や「地域再生計画の作成」等を検討する場合の、手続きや留意点についても示します。

１．「生涯活躍のまち」推進のプロセス

「生涯活躍のまち」づくりは、地域住民の参画を得ながら段階的に進み、その態様は地域の実情により様々ですが、基本的なプロセスは大きく以下の３つの段階に分けられます。また、各段階に応じて行政や関係事業主体が取り組むべき事項を「やること（TODO）」として整理しています。なお、「やること（TODO）」ごとに、具体的な取組の内容の例等について、マニュアル第３章において詳細に示しておりますので参照ください。

Ⅰ．「構想を練る」段階

・統計資料や現地調査等をもとに、地域の基本的な情報を把握した上で、具体の事業を展開するエリアを設定し、当該エリアにおける関係者と良好な関係を構築しつつ、課題・ニーズを把握します。

・これらを踏まえ、まちづくりのコンセプトを明確にし、構想を立案します。

Ⅱ．「事業計画を立てる」段階

・Ⅰの構想の具現化に向け、実施体制の構築等、事業を実施する環境を整えるとともに、事業の収支構造、資金調達の方法を検討した上で、事業計画を立案します。

Ⅲ．「実施・評価する」段階

・Ⅱで立てた「事業計画」を実施することを前提に、地域の魅力を内外に情報発信するとともに、地域における暮らしやすさを支援する取組を行います。

・また、活動・事業を継続的に展開する観点から、担い手の継続的な確保や、地域住民が主体的に活動・事業に関わりを持てるよう、交流機会を創出する取組を行います。

・活動・事業をモニタリングする体制を構築するとともに、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を行います。

図：「生涯活躍のまち」推進のプロセス（例）

段階			やること（ＴＯＤＯ）	
Ⅰ 構想を練る	Ⅰ-1	地域概況の把握	①	データ収集（統計調査）：地域の基本情報を把握する
			②	地域分析：収集データを活用、分析し、問題を提起する
	Ⅰ-2-1	エリア概況調査	①	データ収集（現地調査）：エリアを設定するためのフィールド調査等を行う
			②	データ収集（現地調査）：地域資源を把握するためのフィールド調査を行う
	Ⅰ-2-2	エリアの地域関係者の把握	①	関係性に着目する：人脈、人材、相関関係を把握する
			②	活動（事業）における地域関係者を把握する
			③	人間関係を構築する（ステークホルダー、行政、住民等）
	Ⅰ-2-3	エリア課題・ニーズ調査	①	データ収集（現地調査）：地域課題を洗い出すためのフィールド調査等を行う
			②	データ収集（ニーズ調査）：アンケート、ヒアリングを通じて課題を整理、把握する
			③	データ収集（ニーズ調査）：地域の福祉にかかるニーズを把握する
	Ⅰ-3	コンセプト・構想の立案	①	先行事例等を研究し事業運営の参考とする
			②	地域課題に対する意識を共有する
			③	移住者のターゲット層を設定する
			④	医療・介護等にかかる継続的なケアの確保策を検討する
			⑤	地域住民、及び移住者が主体的にコミュニティの形成・運営に参画する仕組みを検討する
			⑥	地域社会（多世代）との交流・協働や地域貢献ができる環境を検討する
			⑦	就業・社会参加支援サービス等、健康でアクティブな生活が実現できるプログラムを企画する
			⑧	地域の特性に応じ、必要な生活サービス機能の充実をはかる
			⑨	地域資源のブランド化に向けた取組を検討する
			⑩	コンセプトを明確化する
Ⅱ 事業計画を立てる	Ⅱ-1	実施体制の構築	①	専門家、有識者等外部人材を有効に活用する
			②	行政・関係機関との連携、協働体制を構築する
			③	地域（住民）との協力、協働体制を構築する
			④	地域包括ケアとの連携体制を構築する
			⑤	移住定住施策との連携体制を構築する
			⑥	まちづくりを推進していく体制（プラットフォーム）を整える
	Ⅱ-2	収支構造の検討・設計	①	構想の実現に向けた予算を確保するための体制（仕組み）をつくるに
	Ⅱ-3	資金調達	①	構想の実現に向けた資金を調達する
	Ⅱ-4	事業計画の立案	①	事業計画について地域住民、関係者との合意形成を図る
			②	取組内容に対する具体的なスケジュールや目標を設定する
Ⅲ 実施・評価する	Ⅲ-1	プロモーションの実施	①	PR する情報の内容を検討する
			②	地域の魅力を効果的な手法で PR する
			③	地域資源を活用したツアーや体験プログラムを実施する
			④	中長期の滞在による生活体験を受け入れる
			⑤	住まいに関する情報提供を行う
			⑥	PR に用いた情報を蓄積、管理する
	Ⅲ-2	地域における暮らしやすさの支援	①	移住希望者に対する相談対応、生活設計の支援を行う
			②	地域住民、及び移住者の満足度を高める取組を行う
	Ⅲ-3	担い手の継続的な確保	①	構想を持続していくための人材育成の体制（仕組み）をつくる
			②	持続可能な事業運営体制を構築する
			③	地域資源のブランド化に向けた取組を継続・発展させる
			④	就業・社会参加支援サービス等、健康でアクティブな生活が実現できるプログラムを、地域住民の参画のもと企画・実施する
			⑤	新たな事業計画について地域住民、関係者との合意形成を図る
	Ⅲ-4	地域住民がかかわり合う機会の創出	①	地域社会（多世代）との交流・協働や地域貢献ができる環境を整備し、住民主体での取組へと発展・継続させる
			②	地域住民と移住（希望）者の交流機会を創出する
			③	移住（希望）者同士の交流機会を創出する
	Ⅲ-5	評価・改善	①	目標の達成状況を確認し、更新・再設定する
			②	構想を持続していくための体制（仕組み）を検証する
			③	移住者の実態把握調査を行う

２．「生涯活躍のまち」の検討や事業化に関する具体的な取組

「生涯活躍のまち」の推進に向け、必要に応じて、地方公共団体は「地域再生計画」を作成するほか、適切な事業主体を選定（地域再生推進法人を指定）し、関係事業者と協力しながら「生涯活躍のまち形成事業計画」を作成する場合があります。そのため、ここでは取組を実施する場合の参考として、それぞれの取組についての留意点などを示すほか、地方創生推進交付金の概要や留意点、KPI の例などについて示します。

Ⅰ　地域の特性に応じた構想の検討、「地域再生計画」の作成

◎「生涯活躍のまち」においては、まずは、地域の強みや特性を活かした基本コンセプトを固める必要があります。地方公共団体の構想の策定に当たっては、地域資源の活用や関係者間の連携・協力を図るため、官民の構想検討会議（地域再生協議会）を設置し、構想案に対する関係者からの意見聴取を行うことが重要です。

その後、策定した構想を「地方版総合戦略」に反映させるとともに、法律上の特例の活用を希望する場合は「地域再生計画」を作成するなどのプロセスを経ることも考えられます。

１．構想の検討、「地域再生計画」の策定

（1）検討組織の設置

① 庁内の部局横断的な検討組織の設置
② 官民の構想検討会議の設置（産業界、教育機関、地域金融機関など地域関係者が参加）

（2）構想のとりまとめ、「地方版総合戦略」への反映

① 官民の構想検討会議において、構想の方向性や基本コンセプトについて議論・意見聴取 ➡ 構想をとりまとめ
② とりまとめた構想を「地方版総合戦略」に盛り込むことができるよう、総合戦略策定に関する審議会等において検討（産官学金労言・議会において審議・検討） ➡ 「地方版総合戦略」に反映

（3）地域再生計画の策定（任意）

○ 事業を行う対象区域や計画期間、計画を通じた目標などを設定
※構想の策定に向けた検討とあわせて「地域再生計画」についても一体的に検討・議論を行うことも考えられる。
※生涯活躍のまち形成事業計画を作成することで利用可能となる法律の特例を活用しない場合は、地域再生計画の策定は不要。

※「生涯活躍のまち」構想を具体化するにあたっては、中長期的に事業の自立性や持続可能性を確保する観点から、事業の実現性や継続性、地域への効果などについて、関係事業者のみならず教育機関、地域金融機関、住民など幅広く知見を結集して検討を行うことが重要

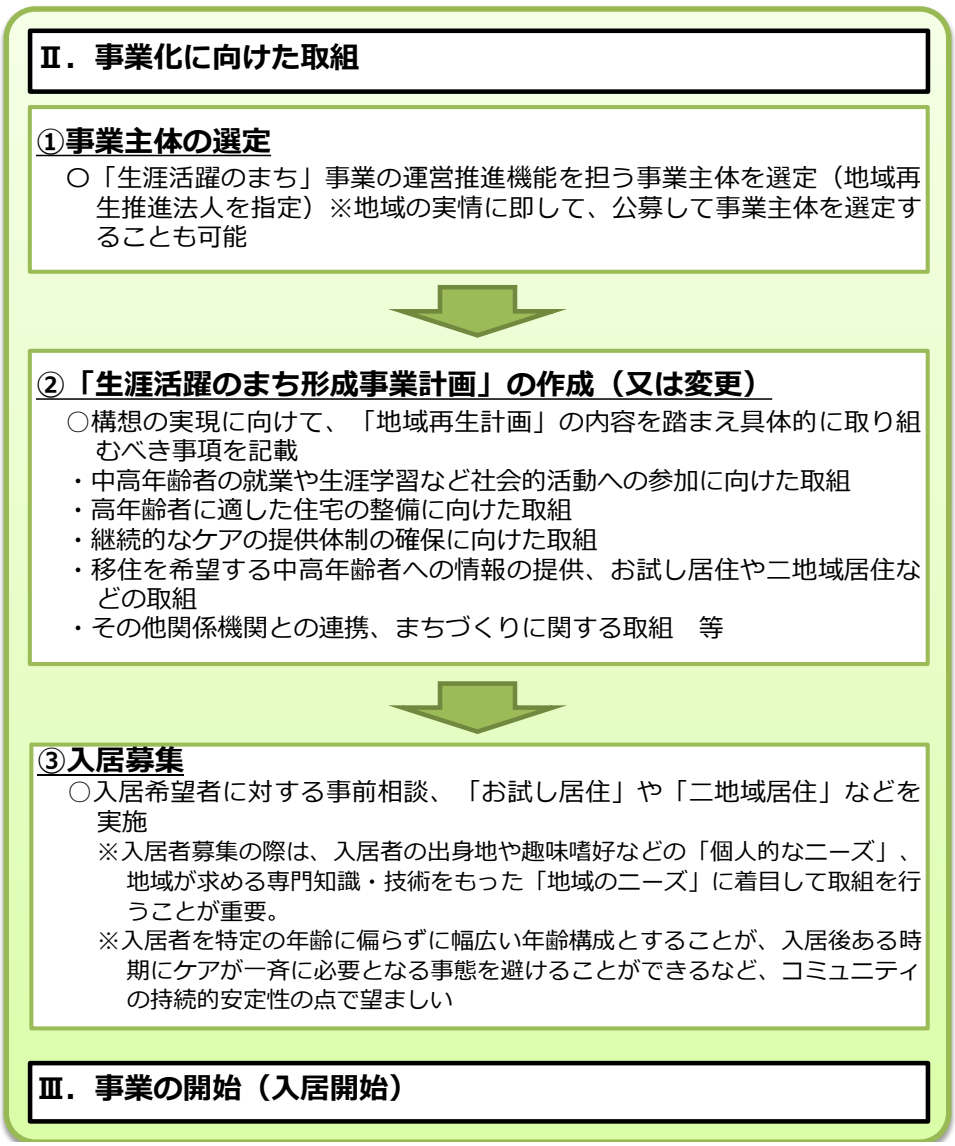

① 検討組織の設置

「生涯活躍のまち」においては、地域資源を活用しつつ、住まい、医療・介護、健康増進サービス、就業支援、NPO・ボランティア・生涯学習など多岐にわたる関係者が連携・協働してコミュニティを運営することとなります。

そのため、まずは、地方公共団体内での部局横断的な検討組織（企画部局、建築・都市・住宅部局、福祉部局など）や、産業界、学校や社会教育施設等の教育機関、地域金融機関などの地域関係者が幅広い観点から検討する官民検討会議（地域再生協議会）などを設置し、地方公共団体の強みや特性を活かした構想の基本コンセプトについて議論を行うことが重要となります。その際、様々な関係者から地域のニーズや課題、構想の方向性・基本コンセプトなどについて幅広く意見聴取を行うことが重要となります。

② 構想のとりまとめ、「地方版総合戦略」への反映

地方公共団体は、部局横断的な検討組織や官民検討会議（地域再生協議会）での審議等を通じて、地域の実情に応じた構想の基本コンセプトをとりまとめることが重要です。

策定した構想については、他の地方創生関係施策と整合した形で推進するため「地方版総合戦略」に盛り込むことが重要です。「地方版総合戦略」は、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界・市町村や国の関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア（産官学金労言）等で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議・検討されるものであり、また、各地方公共団体の議会においても、戦略の内容や効果検証などについて十分な審議が行われることが予想されます。このような議論を経て、実効性・実現性のある構想にしていくことが必要です。本手引き巻末のひな形も参考にご活用ください。

なお、「地方版総合戦略」は「生涯活躍のまち」より先に策定されていることも想定されますので、「生涯活躍のまち」を「地方版総合戦略」に盛り込んでいない場合においては、「地方版総合戦略」の改訂時に盛り込むことも考えられます。

③ 地域再生計画の作成（任意）

法に定める特例の活用を希望する地方公共団体は、「地方版総合戦略」に盛り込んだ構想を基に、必要に応じて、「生涯活躍のまち形成事業」の基本的方向性を示す地域再生計画を作成することができます。地域再生計画の様式及び認定申請手続については内閣府地方創生推進事務局が作成している「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」を、地域再生法の詳細については本手引きの「別冊・資料集」を参照してください。

(1)　地域再生計画の作成主体

生涯活躍のまち形成事業は、コミュニティづくりに関する事業であるため、生涯活躍のまち形成地域の所在地となる市町村が責任をもって計画を作成する必要があります。このため、市町村が単独で、あるいは、協力して事業を実施する他の市町村と共同で地域再生計画を作成したり、都道府県と共同で地域再生計画を作成したりすることも可能です（(地域再生基本方針５の３）①ハ)。

(2)　地域再生計画の記載事項

生涯活躍のまち形成事業に関する地域再生計画には、「生涯活躍のまち形成事業」の内容を記載する必要があります（則第２条第１項第 12 号)。

生涯活躍のまち形成事業は、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指すものであり、原則として

ア　中高年齢者の社会的活動への参加の推進に関する取組
イ　高年齢者に適した住宅の整備に関する取組
ウ　継続的なケアの提供体制の確保に関する取組
エ　移住支援に関する取組

といった施策が行われる必要があります。地域再生計画にはそれぞれに対応する事業内容を記載することが想定されます。

また、地域再生計画に記載する生涯活躍のまち形成事業の内容は、地域再生計画の

認定の判断に当たって、当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められることや、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることが判断できる程度に具体的である必要があります。例えば、生涯活躍のまち形成事業の事業主体が決定されている必要はありませんが、事業の主体が得られる見込みが高いこと、事業の実施スケジュールが明確であることが求められます（(地域再生基本方針５の１）②及び③)。

(3)　目標と目標の達成状況に係る評価

地域再生計画に基づいて実施した事業の効果を検証し、必要に応じて地域再生計画を変更するという一連のプロセスを実行する（PDCA サイクルの確立）ため、地域再生計画の目標と、目標の達成状況に係る評価に関する事項（則第２条第１項第２号）を記載することとされています。地域再生計画の目標の設定に当たっては、原則として、定量的な値・指標を用いることとし、地域再生計画の計画期間満了時等に地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるよう、具体的に設定してください。

目標設定の際には KPI（重要業績評価指標）を設定することが想定されます。

KPI としては例えば、生涯活躍のまち形成地域の入居者数や転入者数、生涯活躍のまち形成事業において雇用される労働者数等のアウトカム指標が考えられます。

(4)　地域再生計画の作成に当たっての留意点

地域再生計画の作成に当たっては、地域の特性や強み、地域資源の活用などを踏まえ、入居対象をどうするか、対象区域をどうするか、地域的な広がりをどうするか、地域包括ケアシステムの構築との連携などについても検討されることが望ましいと考えられます。

また、地域再生計画を踏まえた事業計画に今後盛り込む内容等を見据えつつ、中長期的な視点から、構想に関する事業の自立性や持続可能性を踏まえ、構想の推進に関する課題や事業実施におけるリスク、地域への効果などについても、しっかり議論することが重要です。

さらに、「高齢者居住安定確保計画」や「医療計画」、「介護保険事業計画」等関連する分野の諸施策と整合的なものとなるよう、必要に応じて協議・調整を行うようにしてください。

Ⅱ．事業化に向けた取組

◎「生涯活躍のまち」に関する地域再生計画を作成し認定を受けた後、事業化に向けた取組としては、①「運営推進機能」を担う事業主体の選定、②生涯活躍のまち形成事業計画の作成、③入居募集というプロセスを経ることが考えられます。

◎中長期的な視点から、事業の自立性や持続可能性を確保するため、関係事業者のみならず教育機関、地域金融機関、住民など幅広く知見を結集して、事業の実現性や継続性、地域への効果などについて検討を行うことが重要となります。

①「運営推進機能」を担う事業主体の選定

市町村は、地域再生計画を踏まえた事業の推進に向けて、生涯活躍のまち形成事業の「運営推進機能」を担う事業主体を選定します。「運営推進機能」を担う事業主体は、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、NPO、大学や社会教育施設等多様な主体が考えられます。また、入居者、地域住民や関係機関の共同出資等により、コミュニティづくりや「運営推進機能」を担う事業主体を新たに立ち上げることや、地域の実情に即して、「運営推進機能」を担う事業主体を公募により募ることも考えられます。「運営推進機能」を担う事業主体を選定する際には、事業に必要な人員の配置や財務状況などの観点から、地域再生計画に基づく業務を適正に行うことができると認める事業主体を選定します。

また、「運営推進機能」を担う事業主体については、申請により、地域再生推進法人として指定することが考えられます。地域再生推進法人の指定を受けた事業主体は生涯活躍のまち形成事業計画の案を地方公共団体に提案することも可能です。地域再生推進法人として指定する場合は、内閣府の地方創生推進事務局が作成している「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」第５章及び地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱例も参照してください。

②　入居募集

入居募集に当たっては、入居者が地域に溶け込むため、入居希望者に対する事前説明や意見聴取などを実施し、入居希望者がコミュニティのコンセプトを事前に認識・共有できるようにするとともに、居住に関する入居者のニーズを把握することが重要です。

入居希望者に対する支援として、コミュニティでの生活実態や地域社会の実情を体験する「お試し居住」や「二地域居住」なども効果的です。

入居者を募集する際は、入居者の出身地（U ターンなど）や趣味嗜好など個人的なニーズに着目したり、地域が求める専門知識・技術をもった人材を対象とするなど地域のニーズに着目したり、地域の実情に応じて行うことが重要です。また、入居者の属性に応じた対応が重要であり、例えば、定年退職を意識し始めた 50 代などに対しては、民間企業と連携して退職準備段階において退職後の住まいや移住に関する情報提供を行うことや、移住支援とリンクさせて希望に応じた就業の場の情報を提供することなども考えられます。

なお、入居者の募集に当たっては、入居者を特定の年齢に偏らずに幅広い年齢構成とすることが、入居後ある時期に介護等のケアが一斉に必要となる事態を避けることができるなど、コミュニティの持続的安定性の点で望ましいことに留意する必要があります。

また、「生涯活躍のまち」においては、入居希望者のニーズに沿った居住環境やサービスを提供することが重要です。例えば、事業計画の作成段階において、入居希望者のニーズに合わせることなく立地や規模、事業内容（提供するサービス）等をすべて決めてしまうと、入居募集の段階において、入居希望者が見込みどおり集まらないという事態も起こり得ます。

入居者にとって魅力的なコミュニティを形成することが、「生涯活躍のまち」への入居希望者を継続的に確保することにつながります。地域住民と交流・協働できる環境を形

成するという観点から、事業計画の作成段階から入居募集を行い、必要に応じて入居希望者にも地域再生協議会への参画を求めるなどの工夫をすることも考えられます。

取組例：生涯活躍のまち推進協議会の取組

◎「生涯活躍のまち推進協議会」の発足

日本版 CCRC 構想有識者会議で出された「生涯活躍のまち」の課題・方針の具現化を支援する役割を担うため、平成 27 年 10 月 9 日に「生涯活躍のまち推進協議会」が発足し、平成 28 年２月に一般社団法人化。

（設立発起人）※肩書きは当時のもの。

・社会福祉法人佛子園理事長・雄谷良成（Share 金沢、他）
・社会福祉法人愛知たいようの杜理事長・大須賀豊博（ゴジカラ村）
・公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）会長・冨永純正
・国立大学法人高知大学副学長・受田浩之
・一般社団法人コミュニティネットワーク協会会長・袖井孝子
・株式会社コミュニティネット代表取締役・高橋英與（ゆいま～るシリーズ）

◎「生涯活躍のまち移住促進センター」の開設

・平成 27 年 10 月９日、東京都中央区八重洲（平成 29 年６月に有楽町へ移転）に「生涯活躍のまち移住促進センター」が開設され、誰もが自分らしく最期まで安心して暮らせる、持続可能な多世代共生の地域づくりに取り組んでいる先進的な地方公共団体を紹介。
・具体的には、アクティブシニア、首都圏以外での暮らしを考えている方、共に地域づくりを担いたい方たちの相談に乗り、生活設計を通して、各地方公共団体への橋渡し、さらには必要な手続きなど、「二地域居住」「お試し居住」を含め、きめ細かくサポート。

Ⅲ．事業の開始（入居開始）

◎事業の開始後は、「運営推進機能」を担う事業主体が中心となり、市町村をはじめとする関係者と協働して、コミュニティを運営推進します。その際、PDCA サイクルにより、コミュニティ運営についての成果検証を行っていくことが重要です。

取組例：社会福祉法人佛子園

PCM（Project Cycle Management）手法は、プロジェクトを計画し、実施をモニターし、成果を評価するためのツールであり、途上国に対しての開発援助手法としても使われている。

PCM 手法のうち、「計画立案」段階は、「参加型計画手法」と呼ばれ、プロジェクトの関係者が集まったワークショップの場で、参加型で実行されることが前提。

参加型ワークショップには以下のような利点がある。

・受益者や関係者の意見を聞きながら計画することで、当事者のニーズにあった計画ができる
・関係者が直接話し合い、内容を確認しながら計画を進めていくことにより、計画内容に関する合意形成がなされる
・プロセスを通じて、関係者間の一体感が醸成され、その後のプロジェクト進行を円滑にする効果がある
・プロジェクトに対する当事者意識が育ち、関係者の内発的な関与や自立発展性の高まりが期待できる
・多くの関係者が関与することにより、プロジェクトの透明性が高まる
・受益者側の知識と経験、労力、資源を活用することになり、プロジェクトの効果的・効率的な運営が期待できる

また、PCM 手法の「モニタリング・評価」段階については、PDCA サイクルの確立にあたって参考となりえるものと考えられる。

※PCM 手法について詳しくはマニュアル第４章を参照ください。

Ⅳ.「生涯活躍プラン」に基づく多様な「支援プログラム」の提案・実施、継続的なケアの確保

元気な中高年齢者が「活躍」するためには、個人のスキルを活用するという視点と、新しい生き方・人生を開いていくという視点が考えられます。「生涯活躍のまち」を推進する地域において、入居者のスキルを活かすような、また、ポテンシャルを開かせるような地域資源とのマッチングと活動プラン作りを行うことが重要となります。

これを踏まえ、中高年齢者の希望に応じて、健康づくりや就業、生涯学習など社会的活動への参加等によって健康でアクティブに生活することを目指すための「目標志向型」の「生涯活躍プラン」を策定し、サービス提供機関との連携のもと、各種のプログラムを提供することが期待されます。また、入居者自身が自治会の運営や地域との交流の中で、新たな支援プログラムを創出する、あるいは、必要なサービスの提案を行うことも考えられます。

また、「生涯活躍のまち」においては、医療・介護が必要になった場合は、住み慣れた地域で人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れるケアの確保を行うことが重要であり、地域の医療機関等と連携しつつ、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域でサービスを受けることが基本となります。

Ⅴ 入居者に対する支援の成果検証

これまでの入居者に対する支援プロセスについて、成果検証を行い、必要な部分について改善を行うことが重要です。入居者等のコミュニティへの参画、自治的運営の観点から、入居者や事業者が参画する「運営協議会（自治組織）」等を設立・運営することも想定されます。

「生涯活躍のまち」は、入居する中高年齢者自身がコミュニティ運営に参画するという視点が重要であり、「運営推進機能」を担う事業主体は入居者の自発的・自立的な取組を尊重しながら、継続的にサポートすることが期待されます。

最終的には、自治組織によってコミュニティの運営・改善がなされていくことが望まれますが、特に初期段階においては、「運営推進機能」を担う事業主体が運営組織の形態や取組内容等について助言・支援を行ったり、地方公共団体や関係事業者、地域住民との橋渡しをしたりするなどの役割を担うことが考えられます。

Ⅵ 地方創生推進交付金の活用

◎地方創生推進交付金は、地域再生法第５条４項１号及び第 13 条に位置づけられた法律補助の交付金であり、内閣総理大臣から認定を受けた地域再生計画に記載された事業に交付されます。その際、地域再生計画の事業期間については複数年度（～５か年度）も可能とすることとし、翌年度以降も、KPI の達成状況等を検証した上で交付金を交付しうる仕組みとし、安定的・継続的に事業を執行できるようにするものです。

◎交付金は、地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを財政面から支援するもので、具体的には、①先駆タイプ（官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆的要素が含まれる事業）及び②横展開タイプ（先駆的・優良事例の横展開を図る事業）の２タイプがあります。

◎当交付金を活用する地方公共団体は、事業毎に、ふさわしい具体的な KPI を設定し、PDCA サイクルを整備することが必要です。特に、事業年度毎に、外部有識者や議会の関与等も含め効果検証を行い、その結果を公表するとともに、国への報告を行うことが義務付けられています。

① KPI 設定にあたってのポイント

設定する KPI は、交付金を活用した取組によって得られる成果・効果を客観的に示す「事業のアウトカム指標」であることが基本です。また、事業の評価や改善を効果的に進めるためには、交付金を活用した取組の活動量を示す「事業のアウトプット指標」を併せて設定することも有効です。

そのため、「事業のアウトカム指標」と「事業のアウトプット指標」の両方が設定されている状態が望ましいと考えます。

交付金事業の達成度を評価するためには、事業参加者の満足度のような主観的な指標

はふさわしくありません。また、数値であらわされ、客観的に達成したか否かが判定可能である必要があります。KPI は、正しく実態を把握できることが基本です。そのため、設定にあたっては、「（ 推計値ではなく）実測可能なこと」、「ダブルカウントが生じぬこと」等に留意すべきです。

KPI 設定の例：生涯活躍のまち

事業例	総合的なアウトカム 諸事業・施策の全体効果 （例）	事業のアウトカム 個別事業の直接的な効果 （例）	事業のアウトプット 個別事業の活動量 （例）
○都市圏住民に対する PR 事業	・地域への移住者数 ・地域の転出入者数 ・まちなか居住人口 ・地域ニーズに合った専門人材の確保数（医療・福祉等） ・地域の健康寿命、医療費抑制額、要介護認定率の抑制量	・PR 事業を通じた東京圏等からの移住者数	・相談会や移住 PR イベント等の実施回数・参加者数 ・お試し体験プログラムの実施回数 ・お試し体験（居住・就労等）への参加者数 ・短期就労体験の受入企業数
○移住者の住まいの整備事業		・事業を通じた CCRC への入居者数	・高齢者向け住宅・シェアハウスの整備数 ・空き家・空き施設の高齢者向け住まいへの改修件数
○移住者に対する活躍の場（しごと・生涯学習等）の提供事業		・事業を通じた新規雇用者数 ・事業を通じた起業者数、新規設立法人数 ・事業を通じたサテライトオフィス誘致件数 ・事業を通じた生涯学習プログラムへの参加移住者数 ・事業を通じたボランティア登録者数	・セミナー・研修等の実施回数 ・移住者への仕事紹介数 ・アクティブシニア向け就労メニュー数 ・テレワーク・創業拠点の設置件数 ・誘致の働きかけを行った企業数 ・生涯学習プログラムの開発数 ・生涯学習講座やイベント等実施件数 ・ボランティアポイント制度の協力店舗数
○移住者の暮らしの安心確保事業		・事業を通じた介護予防・健康づくりプログラムへの参加者数 ・事業による買い物・移送サービスの利用者数 ・事業を通じた交流拠点の利用者数・交流者数	・地域包括ケア（医療・介護）の拠点設置数 ・介護予防・健康づくりプログラムの開発数、実施件数 ・買い物・移送サービスの実施件数 ・地域住民と移住者の交流拠点（コミュニティ拠点）の形成数

② 対象経費

地方創生推進交付金は、それぞれのタイプに該当する新たな取組に向けた構想・企画段階から、具体化に向けた事業主体の組成段階、事業主体組成後の事業実施に要する経費を支援対象としています。なお、具体的な対象経費の例は、以下のとおりです。

対象となるもの	対象外となるもの
・事業推進主体組成経費（協議会の設立等） ・事業構想・計画立案経費 ・外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等） ・既存施設改修等の事業拠点整備経費 ・事業設備・備品経費 ・試作・実証経費 ・広報・PR 経費、プロモーション経費（販売促進イベント、展示会等） ・市場調査経費（テストマーケティング等）	・人件費（地方公共団体の職員の人件費） ※ 地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。 ・職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く） ・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの 例）−お試し移住やモニターツアーなどに係る個人への旅行代金の支給（交通費、宿泊費など） − 各種事業の参加者個人に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費費 − 健康診断等の医療費等の補助 − 住宅・土地等の取得費補助 ・施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの ・国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費 ・用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

③ 留意事項

(1) 地域再生計画との関係

本交付金については、地域再生法第 13 条に基づく交付金として位置付けられており、安定的・継続的に運用していくこととなります。ですので、地方公共団体は、地方創生事業についての地域再生計画の作成・申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けることが必要となります。その上で、各年度において、当該事業についての本交付金の交付申請を行うこととなります。

(2) 採択後の交付申請の変更手続きについて

地方公共団体は、実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書を提出する必要があります。ただし、事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であって、以下の場合については、変更交付申請書の提出を要しないものとしています。

① 事業費の２割以内の減額

② 実施計画の経費内訳に記載されている各要素事業の２割以内の流用（この場合にあっては、あらかじめ変更しようとする実施計画を報告する必要があります。）

実施計画の変更に伴う地域再生計画の変更については、次のとおりの手続きが必要です。提出の方法その他詳細については、実施計画の受付に連動する認定回の認定申請受付に関する事務連絡等を参照ください。

＜変更認定申請を要する場合＞

・地域再生計画の数値目標（推進交付金実施計画のＫＰＩに連動）の変更
・地域再生計画に記載している推進交付金事業の総事業費の２割を超える増減
・地域再生計画に記載している推進交付金事業の事業内容の追加又は削除　等

＜軽微な変更（報告書提出）を要する場合＞

・地域再生計画に記載している推進交付金事業の総事業費の２割以内の増減　等

(3)その他

地方創生関係交付金（地方創生先行型交付金、地方創生加速化交付金、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金）の交付を受けた地方公共団体は、会計検査での不当事項等の指摘による処分を受けることがないよう、適正な執行に努める必要があります。

＜付録＞

未定稿

（生涯活躍のまち構想・基本計画　記載参考例）

●●市　生涯活躍のまち構想

平成●年●月　策定

●●県●●市

第１章　構想・基本計画の趣旨・目的

１　生涯活躍のまち構想の基本理念

※構想・基本計画の趣旨や背景、位置づけ、基本コンセプト・理念など、なぜ当構想・基本計画を策定することになったのかの経緯を記載してください。
※関連する他の計画（地方版総合戦略、人口ビジョンなど）がある場合はその関係を記載してください。

２　構想の目的

※本構想・基本計画が目指すべきゴールは何なのか、まちの将来像やあるべき姿について記載してください。

３　想定区域、エリア設定

※想定する事業区域について、地図などを基にわかりやすく記載してください。

４　計画期間、スケジュール

※当事業の計画期間や事業の進捗スケジュールについて記載してください。

５　計画の評価

※当事業の評価方法や公表について記載してください。

第２章　地域の状況分析、課題の把握

１　地域の状況

※人口ビジョン等に基づき、地域の状況を記載してください。

【記載イメージ】
（地勢）
・地勢（地形、歴史等）の現状について記載。
（人口）
・人口（人口の推移やその要因、少子高齢化の進展の状況等）の現状について記載。

（産業）
・産業（産業構造、雇用状況、経済状況等）の現状について記載。
（地域資源）
・地域資源などの関連する地域の現状について記載。
（その他）
・その他地域の現状について記載。

2　地域の課題

※「１　地域の状況」を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

第３章　取組の内容

1　取組の内容

※生涯活躍のまちの取組を通じ、それぞれの課題に対しどのようにアプローチするのか、誰に対し、どのエリアでどのような施策を実施するのかを記載してください。

【記載イメージ例】
（住まい）
・●●エリアにおいて、●●を整備することで移住希望者の受け皿とするほか、地域の中高年齢者の住み替えを推進する。
（活躍）
・中高年齢者の就業を支援するため、●●と連携し●●を行う。
（移住）
・主に東京圏の移住希望者に対し、●●の方法で PR するとともに、●●を行う。
（コミュニティ）
・地域の●●の施設を活用し、地域の多世代の住民との交流を促すとともに●●を目指す。
（ケア）
・健康寿命延長に向け、●●の取組を行うとともに地域包括ケアとの連携を図るため●●を実施する。

※具体的な施策が決定していない場合は、生涯活躍のまちにおいて重要な柱と位置付けている「住まい」「活躍」「移住」「コミュニティ」「ケア」について触れつつ、将来目

指すべき姿を記載してください。
※類似する既存施策を実施しており、それで代替できる場合はその旨を記載してください。

2　事業の実施主体

※本構想・基本計画の各事業を実施する事業主体について記載してください。
※事業主体が未定の場合は、想定している主体やその選定方法、選定スケジュール等について記載してください。

3　構想の目標

※本構想・基本計画の最終的な目標とその評価時期・方法について記載してください。

【記載イメージ例】
目標１
○○○○○○○○○：平成○○年度　○○人　→　平成○○年度　○○人
目標２
○○○○○○○○：平成○○年度　○○　　→　平成○○年度　○○